大船渡市こども計画
（案）

令和７年３月

大船渡市

目　　次

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
３　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
５　こども・若者関連の他計画とのすみ分け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
６　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
７　ＳＤＧｓとの関連性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

第２章　こども・子育てを取り巻く現状と課題

１　人口等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
２　アンケート調査結果から見える大船渡市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・　17
３　子ども・子育て支援の取組実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
４　こども、若者や子育て世代を取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
３　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31
４　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

第４章　施策の展開

基本方針１　こども・若者の権利の保障　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
基本方針２　ライフステージに応じた切れ目ない支援　・・・・・・・・・・・・・　36
基本方針３　良好な成育環境の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
基本方針４　子育て世帯の生活基盤の安定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44

第５章　各個別計画記載事項

１　第３期大船渡市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保
　　方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48
２　成育医療等基本方針に基づく成育評価指標と目標・・・・・・・・・・・・・・・　63

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65
２　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65

資料編

１　計画策定に係る根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　66
２　国のこども政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
３　岩手県の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
４　協議経過等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景・趣旨

国は、こどもや子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和５年４月に「こども基本法」を施行するとともに、本法に掲げたこども政策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を設立し、令和５年12月には、「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やすこと、②社会全体の構造や意識を変えること、③全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことの三点を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

大船渡市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年３月に「大船渡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和２年３月には、「第２期大船渡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第２期計画」という。）」を策定し、「子育て応援団「大船渡市」～子どもの未来を市民（みんな）で支え合う～」を基本理念とし、大船渡市全体で子育て家庭を支援し、地域の人々の温かいまなざしと支えの中で、こども、親、地域が共に幸せと喜びを実感できるまちづくりを目指して、こども園等を利用する３歳以上児の副食費無償化等の経済的支援や、市内商業施設内にこども家庭センターを開設し、妊娠、出産、育児に至る一元的相談支援体制の構築と、こどもの屋内の遊び場や子育て世帯相互の交流促進を推進するなど、子育てに関する各種施策を総合的に推進してきました。

この間、本市においては、全国的な社会の潮流を背景に、出生数の減少傾向が続く一方で、発達の遅れが気になるこどもや要保護児童など、配慮を要するこどもが増加傾向にあり、加えて、特定妊婦や医療的ケアの必要なこどもを支える保護者等、こどもを産み育てる家庭の心身的な負担をいかにして支えていくかなど、こどもや子育て世帯を取り巻く様々な状況に応じて、必要な支援が求められるところです。

こうしたことから、現行の第２期計画が令和６年度に最終年度を迎えることに伴い、「こどもまんなか社会」の考えの下、こどもが心身共に健やかに成長できるよう、子育てを取り巻く現状、第２期計画の進捗状況等を踏まえ、こどもや子育て支援に向けた取組を更に効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者計画等を包含した、「大船渡市こども計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2　計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、計画の策定に当たっては、各法令に基づく市町村計画と一体で策定できるとされており、国の方針に基づき、こどもに関する次の各種計画等を内包した計画とします。

⑴　子ども・子育て支援法に基づく「第３期子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）
⑵　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画（任意）
⑶　次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意）
⑷　子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」（任意）
⑸　少子化社会対策基本法に基づく「少子化に対処するための施策」（任意）
⑹　成育基本法に基づく「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」（任意）

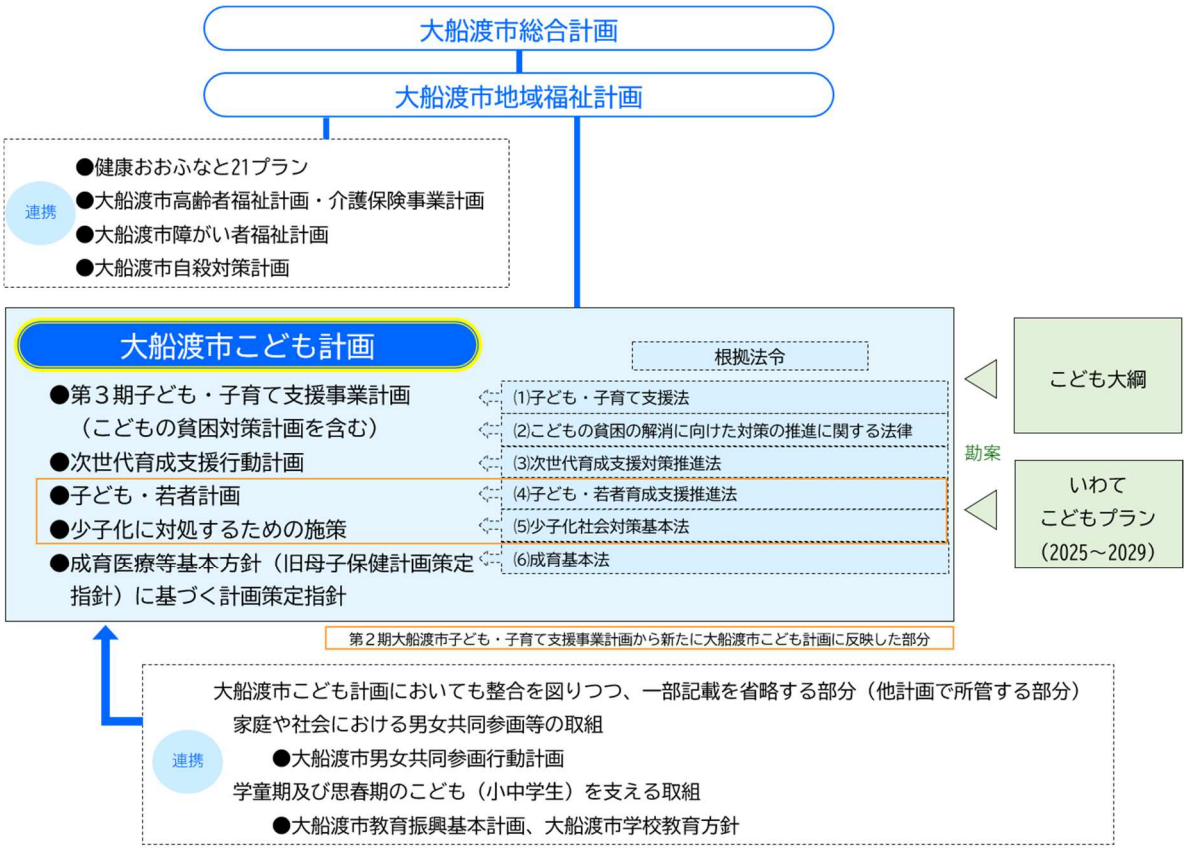

3　計画の対象

⑴　こども・若者の年代について

本計画における「こども」、「若者」とは、国の「こども基本法」や「こども大綱」、岩手県の「いわてこどもプラン（2025～2029）」等を勘案し、次のとおりとします。

なお、「若者」には、子育て世帯を含むものとします。

こども	０歳からおおむね18歳まで
若　者	おおむね15歳からおおむね39歳まで

本計画におけるこども・若者の年代イメージ

⑵　「こども」の表記について

本計画では、国の表記方法を準用し、原則として、平仮名表記の「こども」を用いることとします。ただし、「子ども・子育て支援」など法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合は、「子ども」又は「子供」と表記します。

また、年代で「こども」と「若者」に共通する場合は、「こども・若者」と表記します。

4　計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、子ども・子育て支援事業計画を５年１期として策定するとされていること、また、こども大綱が今後５年間程度を見据えたこども施策の基本的な方針を示していることを踏まえ、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とします。

また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しが必要な場合は、適宜、計画の見直しを行います。

5　こども・若者関連の他計画とのすみ分け

こども・若者を対象とする分野は多岐にわたることから、本計画においては、全てを網羅することに伴う内容の分かりにくさを避けるため、大船渡市教育振興基本計画等の他計画において所管する取組は、基本的にその理念や考え方との整合を図ります。

6　計画の策定体制

⑴　大船渡市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで組織する「大船渡市子ども・子育て会議」を開催し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

⑵　子ども・子育てに関するアンケート調査

目　的	子育ての状況、今後見込まれる教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握する。
対象者	①市内の就学前児童を持つ保護者（就学前児童調査） ②市内の小学生を持つ保護者（就学児童（小学生）調査） ※きょうだいのいる世帯は、保護者の負担軽減のため、１世帯につき１件の調査
期　間	令和５年 11 月 28 日(火)～12 月 19 日(火)
調査方法	①幼稚園やこども園、小学校等の施設を利用している保護者 施設や学校を通しての配布・回収 ②幼稚園やこども園等の施設を利用していない保護者 郵送による配布・回収 ※回答に当たっては、ＷＥＢでの回答も可能とする。

【回答数及び回答率】

調査の種類	配布数	回答数	回答率
就学前児童調査	784 人	510 人	65.1%
就学児童（小学生）調査	693 人	553 人	79.8%
計	1,477 人	1,063 人	72.0%

⑶　こども・若者向けアンケート調査

目　的	こどもまんなか社会の実現に向けた市内の状況や、現在、そして将来の生活をより良いものにするため等に必要な取組を把握する。
対象者	15 歳から 39 歳までの市内在住者
期　間	令和６年 10 月 23 日(水)～11 月 25 日(月)
調査方法	インターネット調査
回答数	143 人（15 歳から 19 歳まで 78 人、20 歳から 39 歳まで 65 人）
回答率	2.4%（対象年齢に占める人口 5,894 人（令和６年 10 月 31 日時点））

⑷　大船渡市こども計画庁内策定会議

本計画の策定に当たり、関係部課長で組織する「大船渡市こども計画庁内策定会議」を設置し、計画内容を協議しました。

⑸　パブリックコメント等の実施

本計画を周知するとともに、多くの市民からの意見・提言を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

※実施後加筆予定

⑹　その他

こどもの生活実態に関しては、前記⑵の「子ども・子育てに関するアンケート調査」の実施結果を中心としつつ、令和３年度に市内小学５年生から中学３年生までの児童生徒、小学１年生から中学３年生までの児童生徒の保護者向けに実施した「子どもの生活実態調査」の結果についても考慮しています。

また、大船渡市総合計画（後期基本計画）策定に向けた分野・階層別グループインタビューでの高校生や子育て関係者からの提言など、各種会議等で出された意見等も反映しました。

7　ＳＤＧｓとの関連性

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

本計画においても、ＳＤＧｓ17のゴールのうち、こども・若者・子育てに関わる目標を念頭に、市民・地域・行政が共に協力し、持続可能で誰一人取り残さないまちの実現を目指します。

第 2 章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

1　人口等の動向

(1)　人口の推移

本市における年少人口及び生産年齢人口は、減少が続いています。平成12年と令和４年との比較では、年少人口は、人数比較で3,667人、割合で54.4%の減少、生産年齢人口は、人数比較で11,126人、割合で39.8%の減少となっています。

（単位：人）

区　分	H12	H17	H22	H27	R２	R４
総人口	45,160	43,201	40,645	37,932	34,521	32,831
年少人口(0～14歳)	6,748	5,932	4,834	4,039	3,369	3,081
（総人口に占める割合）	(15.0%)	(13.7%)	(11.9%)	(10.7%)	(9.7%)	(9.4%)
生産年齢人口(15～64歳)	28,017	25,553	23,259	20,953	18,075	16,891
（総人口に占める割合）	(62.0%)	(59.2%)	(57.2%)	(55.2%)	(52.4%)	(51.4%)
高齢人口（65歳以上）	10,395	11,716	12,552	12,940	13,077	12,859
（総人口に占める割合）	(23.0%)	(27.1%)	(30.9%)	(34.1%)	(37.9%)	(39.2%)

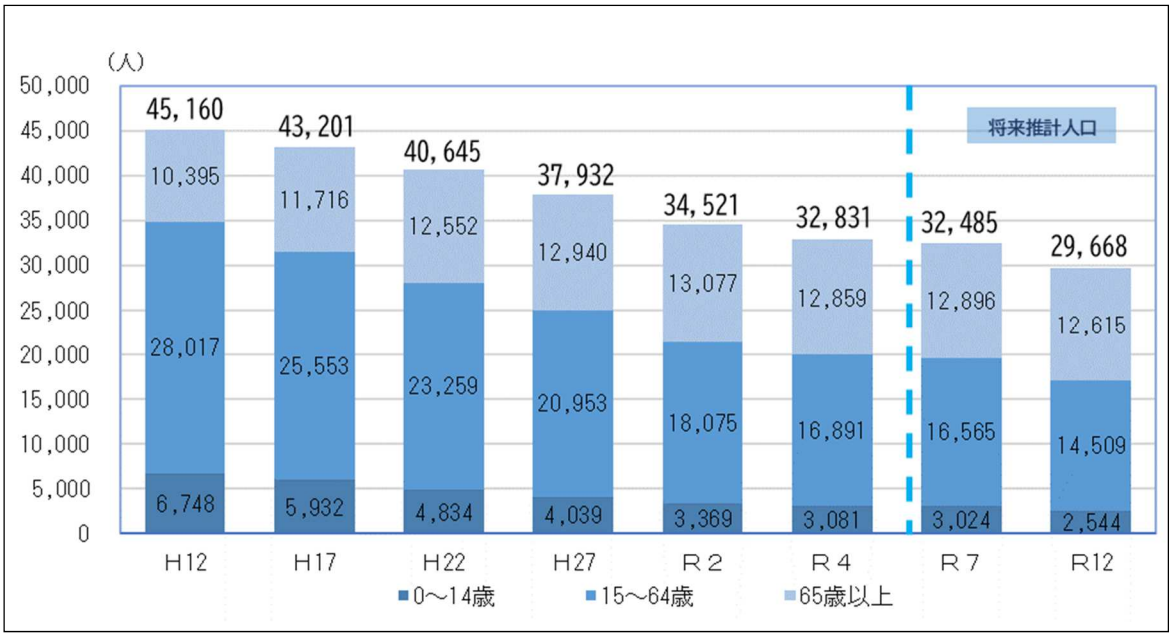

資料：岩手県毎月人口推計（H12～R4　各年 10 月 1 日年齢不詳除く）
大船渡市人口ビジョン（R7～R12）

⑵　出生数の推移

近年の本市の出生数は、徐々に減少傾向が続き、平成30年には200人を下回り、令和４年は133人となっています。

また、本市の合計特殊出生率は、平成27年の1.81をピークに減少し、令和４年は岩手県平均の1.21より低い、1.15となっています。

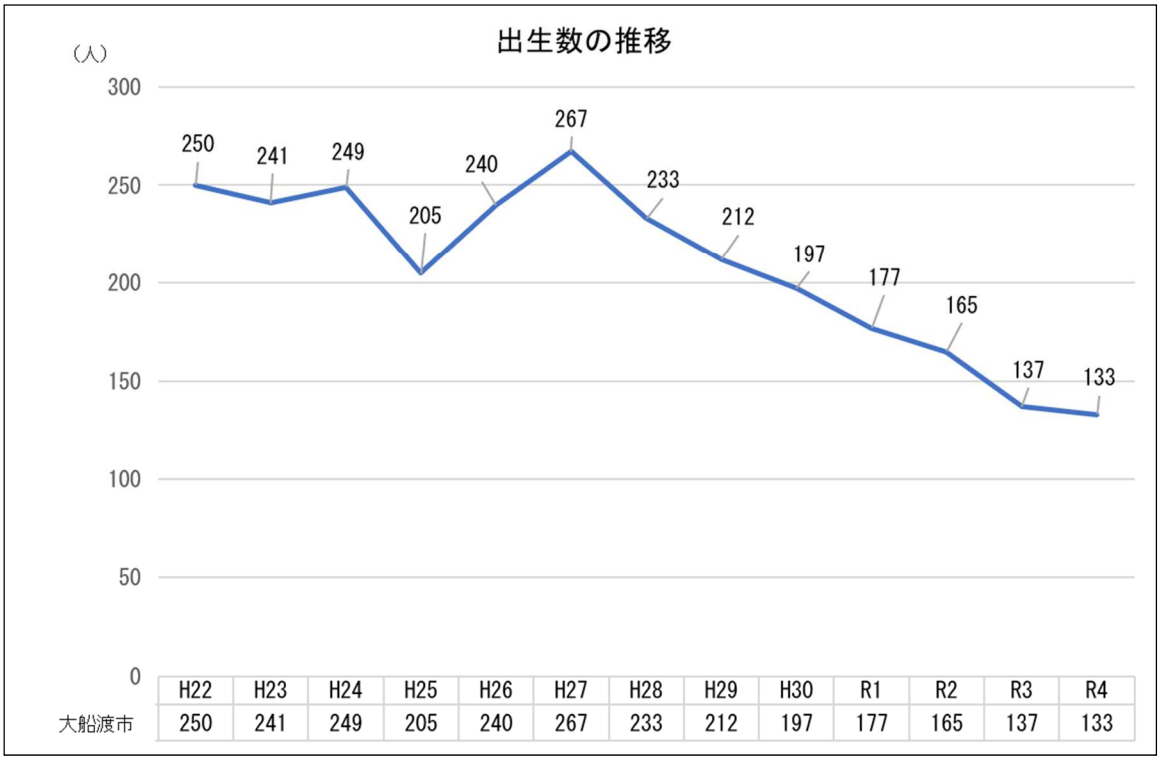

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大船渡市	250	241	249	205	240	267	233	212	197	177	165	137	133

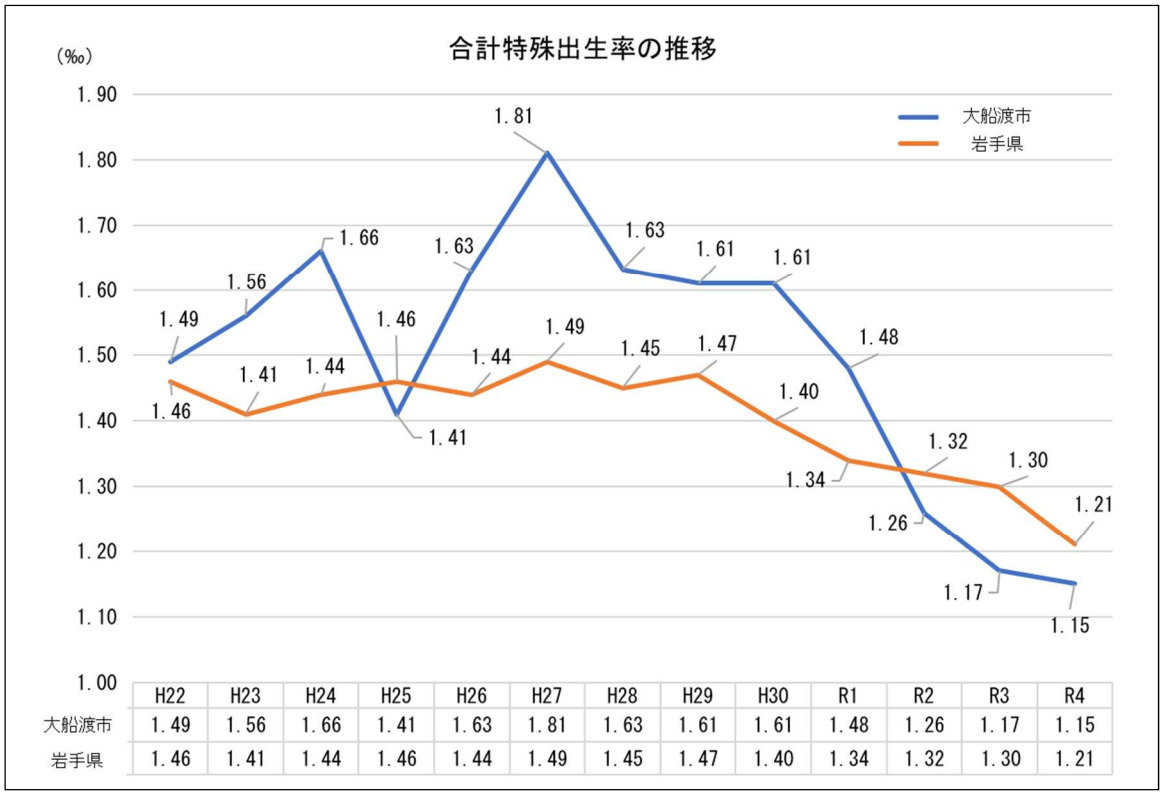

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大船渡市	1.49	1.56	1.66	1.41	1.63	1.81	1.63	1.61	1.61	1.48	1.26	1.17	1.15
岩手県	1.46	1.41	1.44	1.46	1.44	1.49	1.45	1.47	1.40	1.34	1.32	1.30	1.21

資料：岩手県保健福祉年報

⑶　年齢別人口の推移

ア　就学前児童年代

０歳から５歳までの人口は、平成 27 年は 1,499 人でしたが、令和６年は889人と、10 年間で 610 人（40.7%）減少しています。

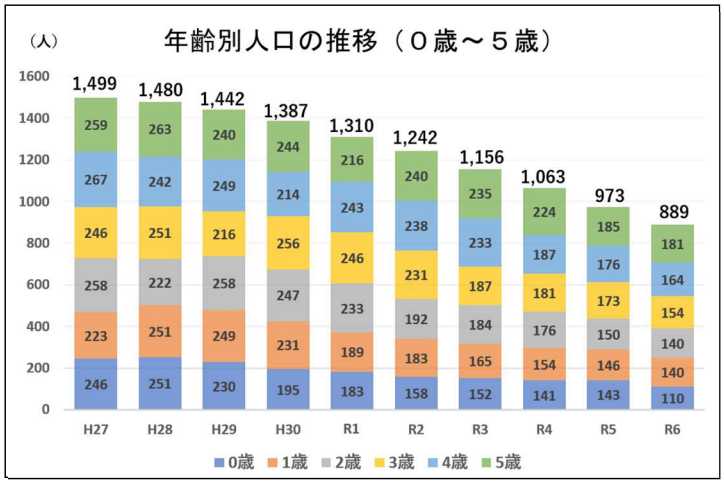

イ　小学生年代

６歳から 11 歳までの人口は、平成 27 年は 1,637 人でしたが、令和６年は 1,294 人と、10 年間で 343 人（21.0%）減少しています。

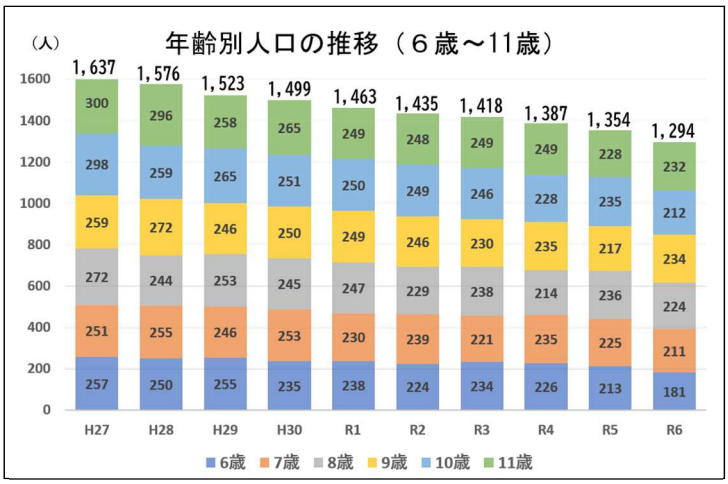

ウ　中学生及び高校生年代

12歳から17歳までの人口は、平成27年は2,120人でしたが、令和６年は1,457人と、10年間で663人（31.3%）減少しています。

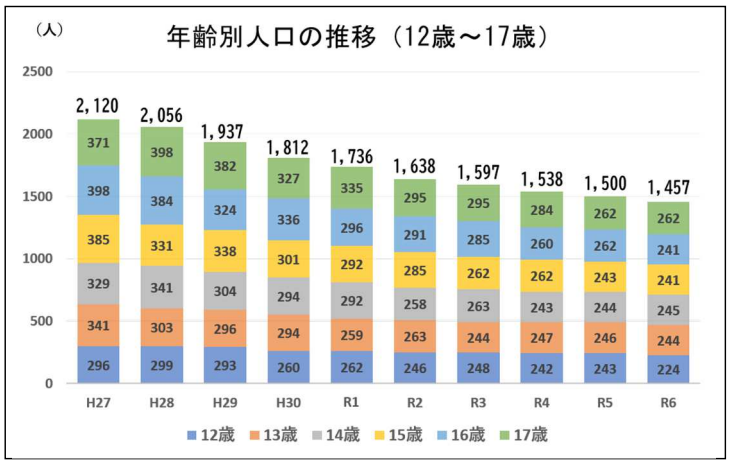

資料：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

⑷　主な施設の利用状況

ア　保育所・認定こども園利用者数

保育園や認定こども園の利用者数は、就学前児童数の減少に伴い、減少傾向にあります。

一方で、各年齢に占める利用率は高く、特に令和２年以降、３歳以上児は、対象年齢のほぼ全数が利用しています。

（単位：人）

年齢		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
０歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	246	251	230	195	183	158	152	141	143	110
	利用者数…Ⓑ	87	102	94	92	94	78	74	75	65	57
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	35.4%	40.6%	40.9%	47.2%	51.4%	49.4%	48.7%	53.2%	45.5%	51.8%
１歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	223	251	249	231	189	183	165	154	146	140
	利用者数…Ⓑ	125	158	162	154	151	151	139	110	119	108
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	56.1%	62.9%	65.1%	66.7%	79.9%	82.5%	84.2%	71.4%	81.5%	77.1%
２歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	258	222	258	247	233	192	184	176	150	140
	利用者数…Ⓑ	182	160	193	196	190	161	161	154	125	122
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	70.5%	72.1%	74.8%	79.4%	81.5%	83.9%	87.5%	87.5%	83.3%	87.1%
３歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	246	251	216	256	246	231	187	181	173	154
	利用者数…Ⓑ	209	208	194	213	234	234	189	182	166	143
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	85.0%	82.9%	89.8%	83.2%	95.1%	101.3%	101.1%	100.6%	96.0%	92.9%
４歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	267	242	249	214	243	238	233	187	176	164
	利用者数…Ⓑ	236	212	213	202	239	239	228	184	180	163
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	88.4%	87.6%	85.5%	94.4%	98.4%	100.4%	97.9%	98.4%	102.3%	99.4%
５歳	住民基本台帳人口…Ⓐ	259	263	240	244	216	240	235	224	185	181
	利用者数…Ⓑ	233	240	209	216	220	237	235	218	182	180
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	90.0%	91.3%	87.1%	88.5%	101.9%	98.8%	100.0%	97.3%	98.4%	99.4%
計	住民基本台帳人口…Ⓐ	1,499	1,480	1,442	1,387	1,310	1,242	1,156	1,063	973	889
	利用者数…Ⓑ	1,072	1,080	1,065	1,073	1,128	1,100	1,026	923	837	773
	利用率…Ⓑ／Ⓐ	71.5%	73.0%	73.9%	77.4%	86.1%	88.6%	88.8%	86.8%	86.0%	87.0%

※住民基本台帳人口は各年４月１日現在、利用者数は各年10月１日現在の人数のため、利用者数の方が多い場合があります。

資料：大船渡市こども家庭センター

イ　放課後児童クラブ利用者数

放課後児童クラブは、令和３年のおきらい放課後児童クラブの開設により、全ての小学校区に設置しています。利用児童数は、年ごとに変動がありますが、総じて横ばい状況が続いています。

（単位：人）

名称	小学校区	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
さくらりっこ	盛	49	44	33	36	44	47	49	47	40	48
うみねこキッズ	大船渡	47	42	55	42	45	36	39	45	41	40
放課後児童クラブゆうゆう	大船渡北	59	59	58	42	29	22	23	27	30	39
末崎小学校学童保育会希望の丘	末　崎	20	33	43	39	45	44	42	37	29	38
にこにこ浜っ子クラブ	赤　崎	44	40	40	46	44	45	51	53	50	55
キッズクラブいかわＡ・Ｂ	猪　川	75	76	82	78	80	69	70	84	74	65
たっせ学童クラブ	立　根	60	50	48	45	45	40	39	44	41	36
五葉キッズ	日頃市	21	34	19	26	29	28	27	27	21	14
りょうりキッズ	綾　里			21	25	25	31	28	23	22	23
おきらい放課後児童クラブ	越喜来							10	11	13	13
キッピン学童クラブ	吉　浜		24	12	14	18	10	12	10	12	12
計		375	402	411	393	404	372	390	408	373	383

資料：大船渡市こども家庭センター

⑸　婚姻数等の推移

近年の婚姻数を見ると、平成25年の157件以降、120件から150件までの間で推移していましたが、令和２年以降は100件前後と減少しています。婚姻率は、おおむね岩手県平均と同様で、全国平均に比べて低い値で推移しています。

また、離婚数は、平成30年以降、減少傾向で推移しています。離婚率は、おおむね岩手県平均と同様の傾向で、全国平均に比べて低い値で推移しています。

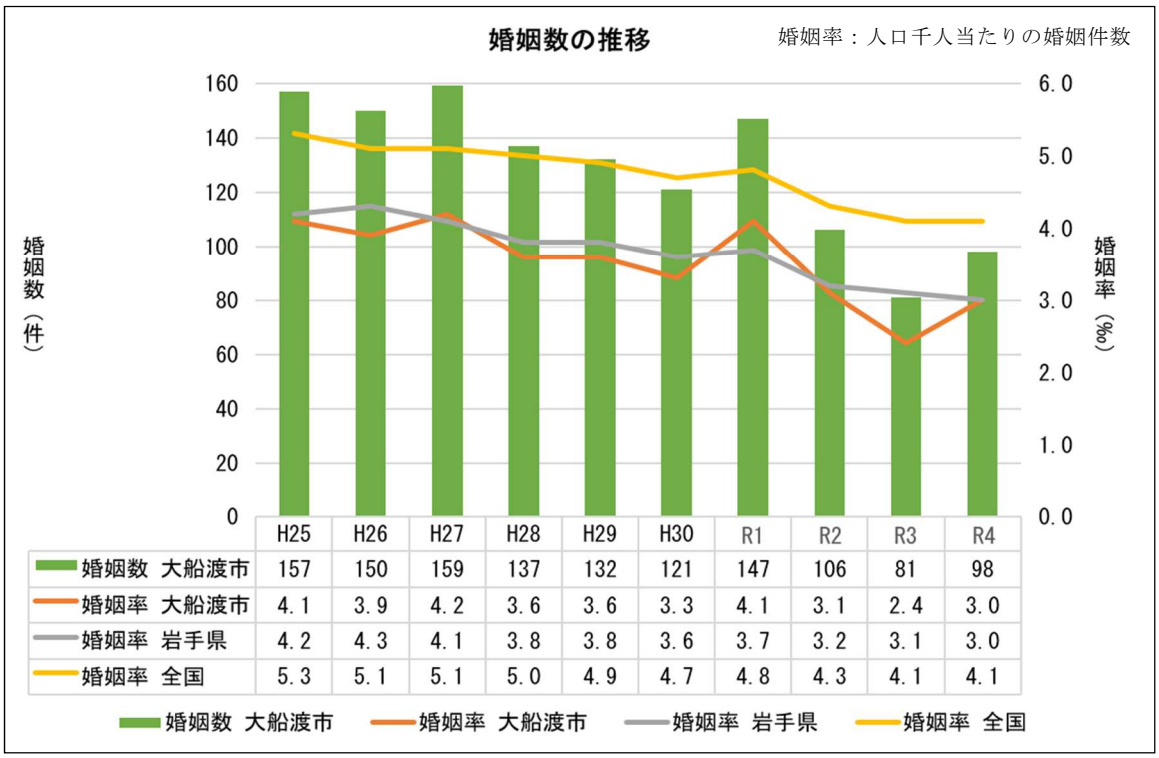

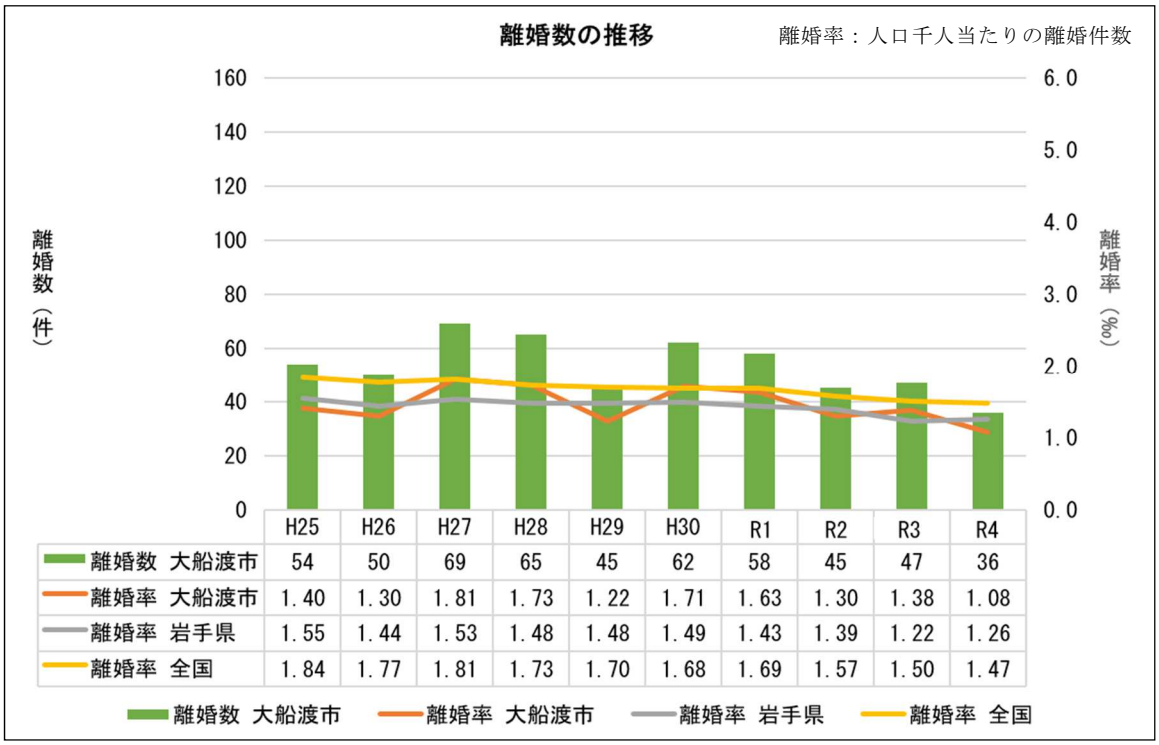

資料：岩手県保健福祉年報

⑹　未婚率の推移

ライフスタイルの多様化等、全国的な若者の未婚化・晩婚化を背景に未婚率は上昇しています。

本市における男女別の推移では、令和２年における男性未婚率は岩手県平均及び全国平均を上回っている一方で、女性未婚率はいずれも下回っています。

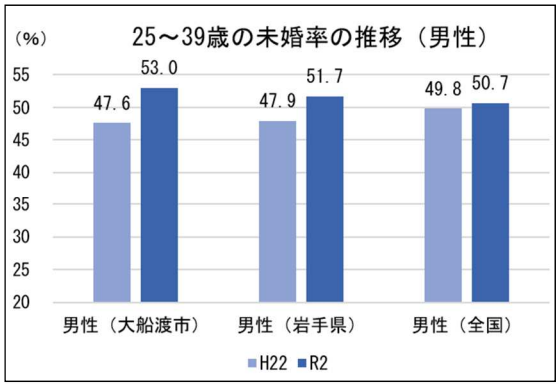

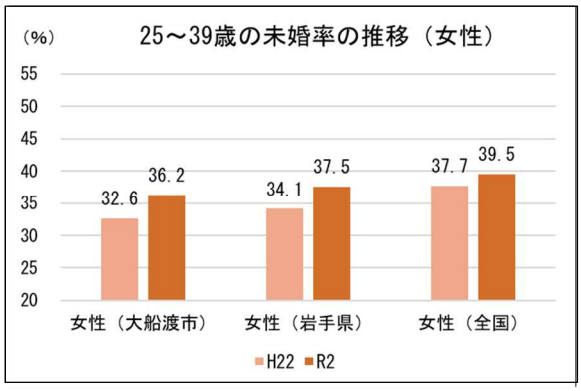

資料：厚生労働省地域少子化・働き方指標

⑺　結婚を選択していない理由の状況

出生動向基本調査における25歳から34歳までの未婚者が結婚を選択しない理由は、「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」などが多くなっています。

また、結婚を選択できない理由としては、「適当な相手にめぐり会わない」のほか、男性側の理由として「結婚資金が足りない」などが多くなっています。

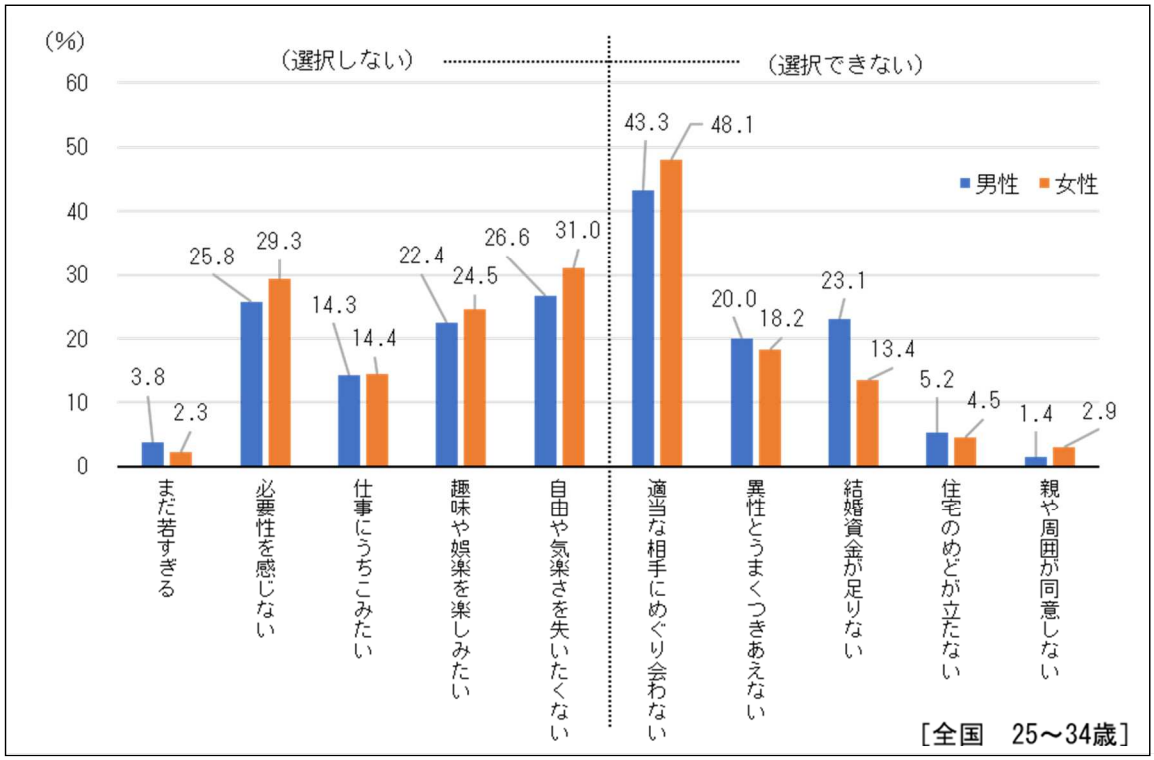

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」

⑻　有配偶出生率の推移

岩手県平均及び全国平均と同様に減少傾向にあります。

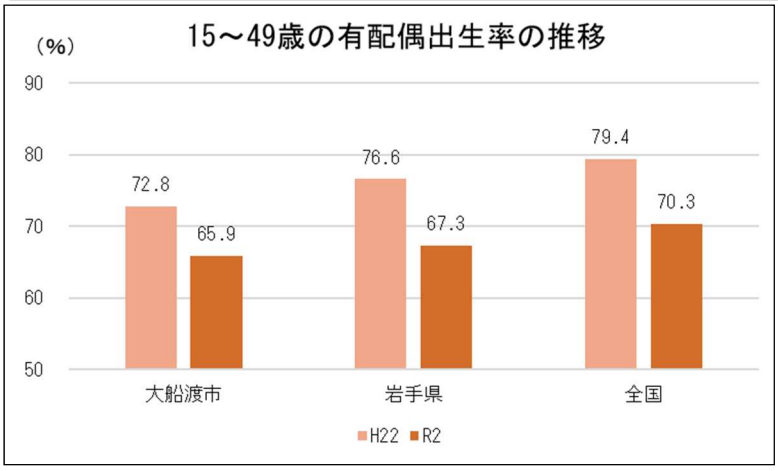

資料：厚生労働省地域少子化・働き方指標

⑼　有配偶女性就業率の推移

有配偶女性に占める就業者の割合は、全ての年代で増加しており、岩手県平均及び全国平均より高い就業率となっています。

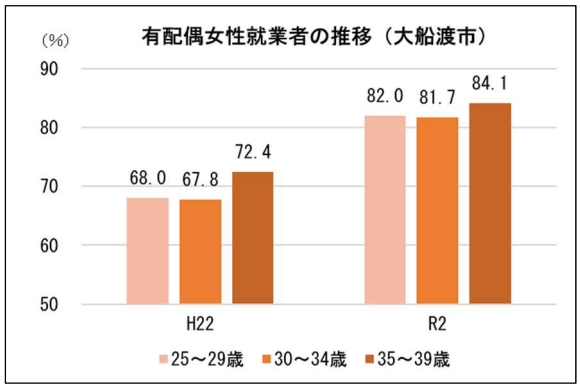

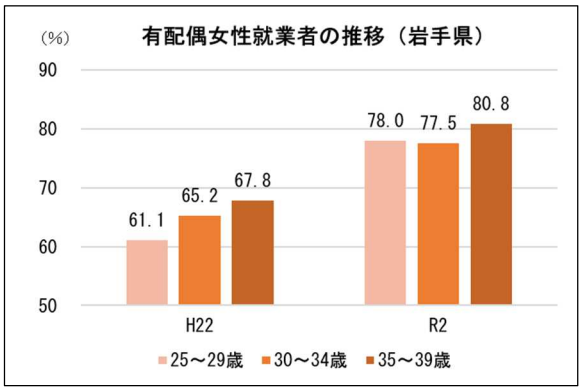

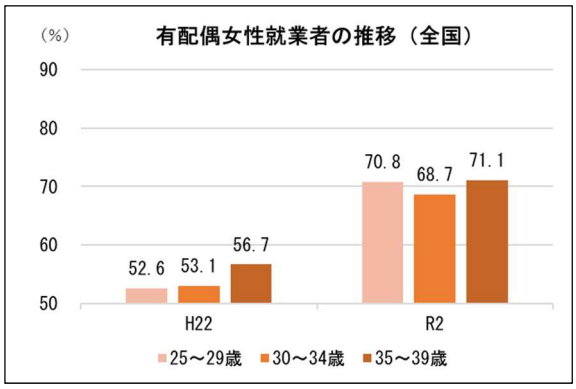

資料：厚生労働省地域少子化・働き方指標

⑽　社会的人口減少（社会増減）の推移

こども・若者年代として０歳から39歳までの転出入状況を見ると、平成30年以降、20歳から29歳までの人の転出が大きく増加しています。

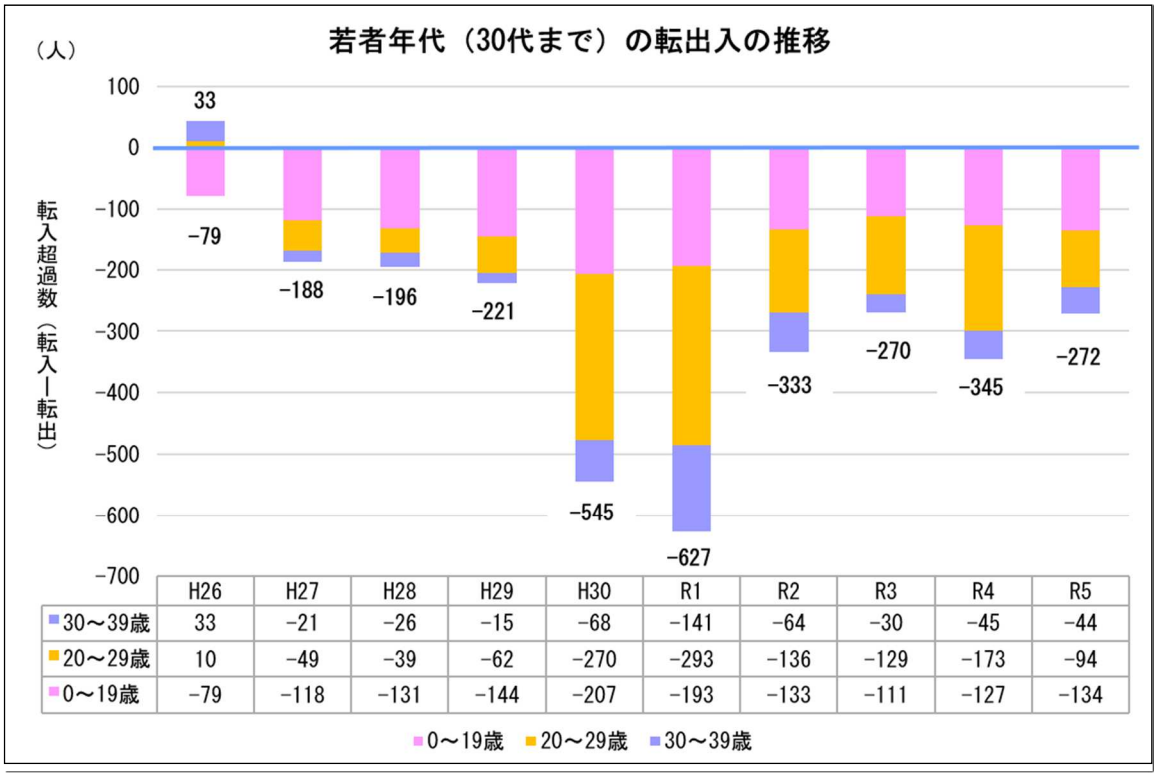

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
30～39歳	33	-21	-26	-15	-68	-141	-64	-30	-45	-44
20～29歳	10	-49	-39	-62	-270	-293	-136	-129	-173	-94
0～19歳	-79	-118	-131	-144	-207	-193	-133	-111	-127	-134

資料：内閣府地方創生推進事務局「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」

⑾　ひとり親世帯の推移

18歳未満のこどもがいる母子世帯・父子世帯数は、平成22年の299世帯に比べ、令和２年には204世帯に減少しています。父子世帯がほぼ横ばいであるのに比べて、母子世帯は減少傾向です。

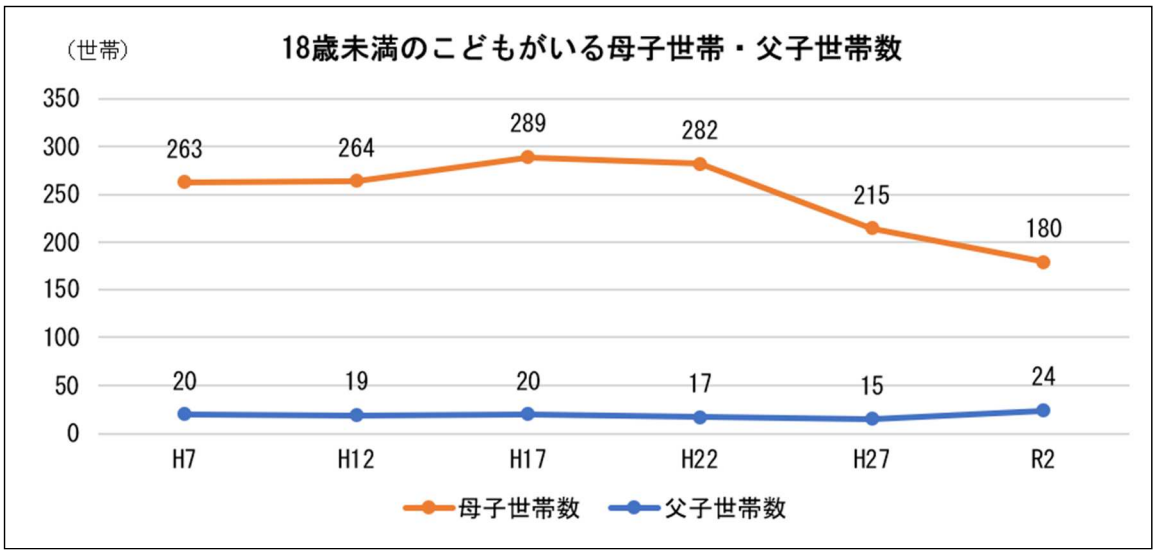

資料：国勢調査

⑿　要支援・要保護児童数等の推移

大船渡市要保護児童対策地域協議会において対応している要支援児童、要保護児童及び特定妊婦の数は、平成26年度の21人に比べて、令和５年度には111人と約５倍に増加しています。

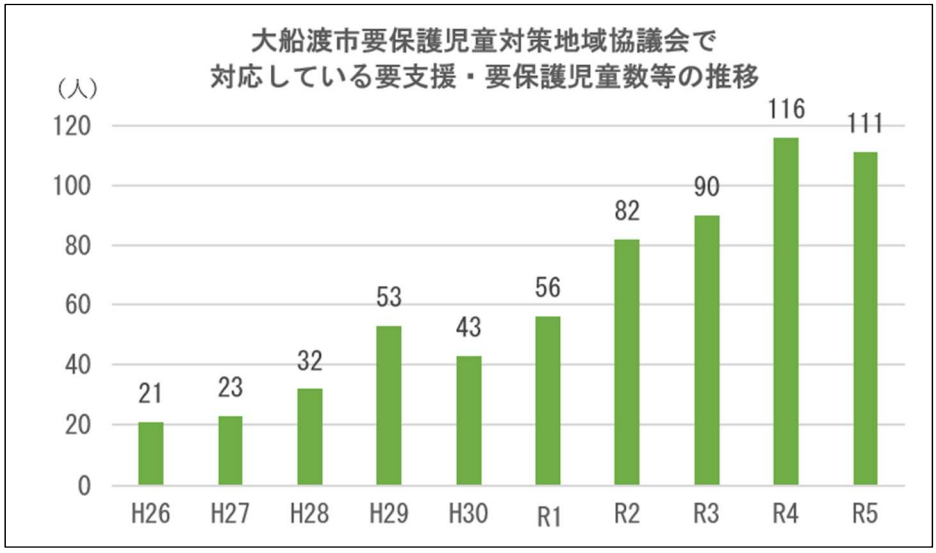

資料：大船渡市こども家庭センター

2　アンケート調査結果から見える大船渡市の現状

子ども・子育てに関するアンケート調査

⑴　子育ては楽しいか

ア　就学前児童の保護者

「たいへん楽しい」又は「楽しいことが多い」と答えた割合は91.1%（前回91.7%）

イ　小学生の保護者

「たいへん楽しい」又は「楽しいことが多い」と答えた割合は90.7%（前回91.9%）

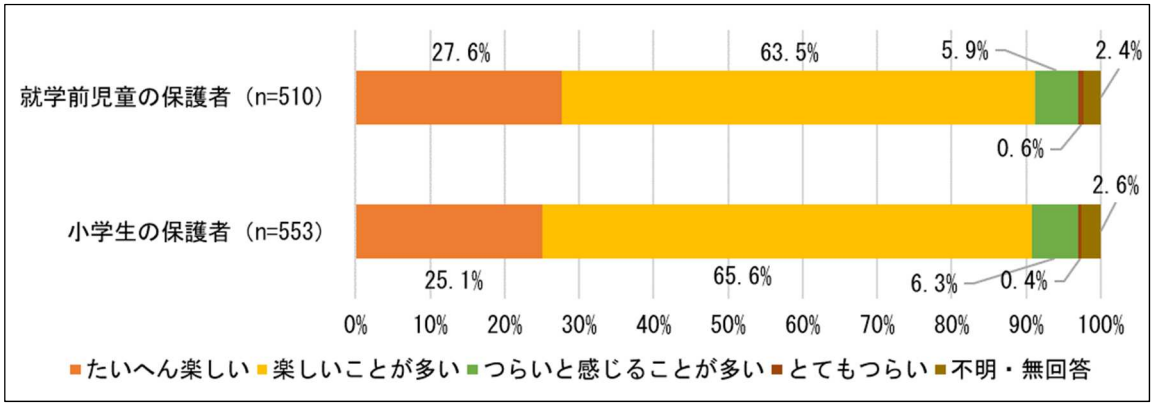

⑵　子育てに関する情報の入手方法

ア　就学前児童の保護者

保育所、幼稚園、地域子育て支援センター（72.0%）、インターネット、ＳＮＳ（67.5%）、近所の人、友人、知人（59.0%）など

イ　小学生の保護者

近所の人、知人、友人（64.7%）、インターネット、ＳＮＳ（55.2%）、親や家庭、親戚（46.1%）など

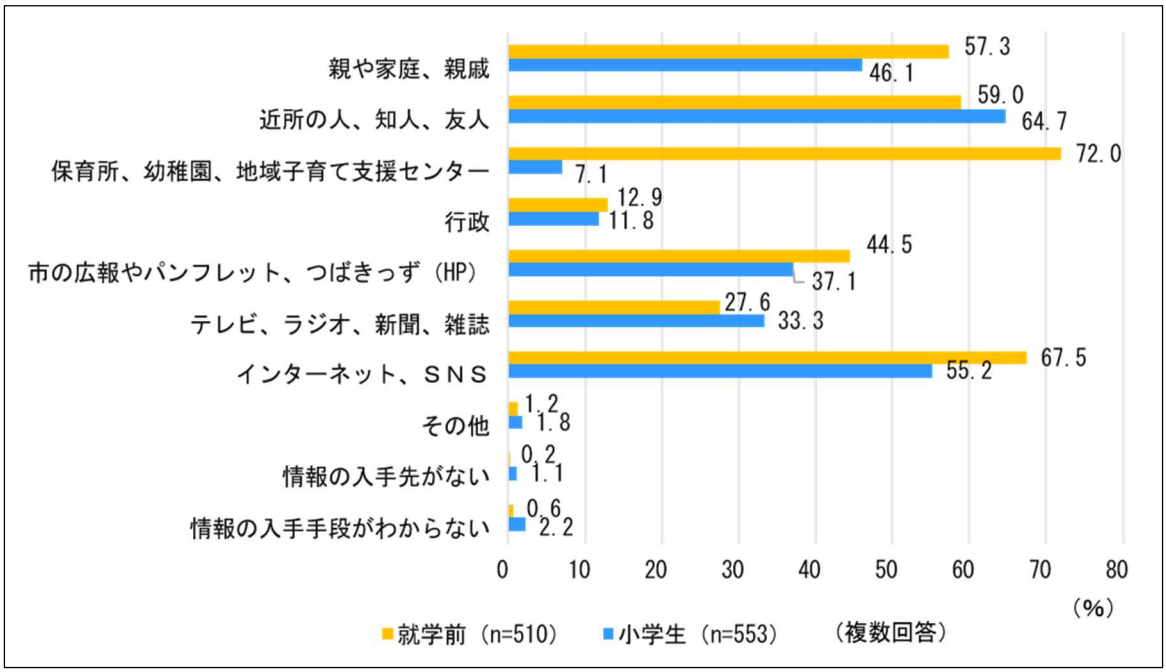

⑶　子育てについて知りたい情報

ア　就学前児童の保護者

こどもの遊び場や施設（64.1%）、こどもの発育や病気（61.6%）、こどもが参加できるイベント（61.2%）など

イ　小学生児童の保護者

こどもが参加できるイベント（40.5%）、子育ての手当や公的助成（39.6%）、こどものしつけや勉強（36.9%）など

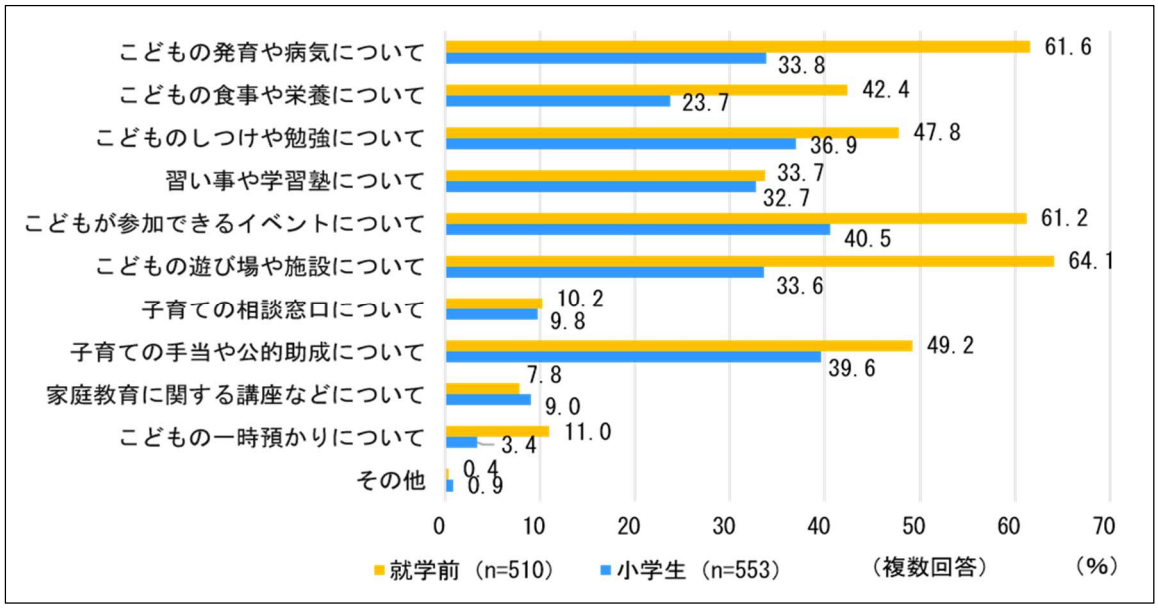

⑷　子育てに関して悩んでいることや気になること（就学前児童の保護者のみ）

病気や発育、発達に関すること（31.2%）、こどもを叱りすぎているような気がすること（27.3%）、こどもとの時間を十分にとれないこと（24.5%）など

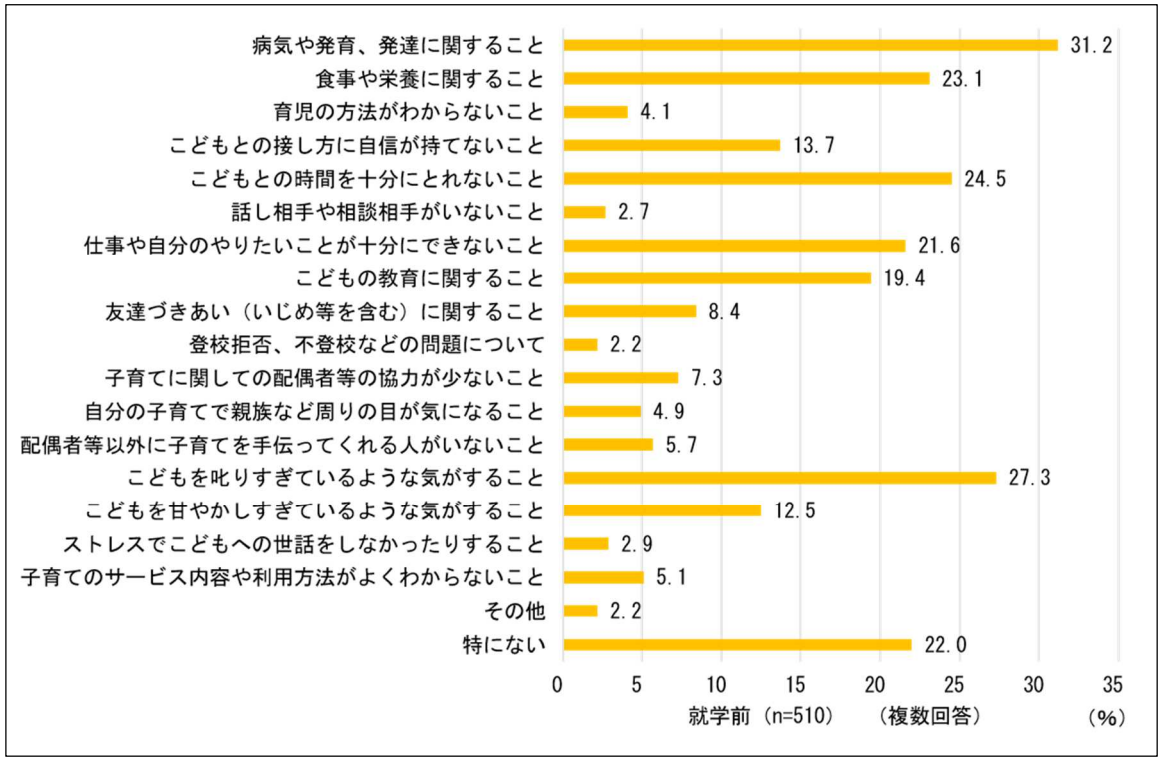

⑸　子育て支援の満足度

ア　就学前児童の保護者

「満足」又は「やや満足」と答えた人は 18.0%（前回 20.3%）

「やや不満」又は「不満」と答えた人は 24.1%（前回 29.0%）

イ　小学生児童の保護者

「満足」又は「やや満足」と答えた人は 15.9%（前回 16.8%）

「やや不満」又は「不満」と答えた人は 25.9%（前回 20.5%）

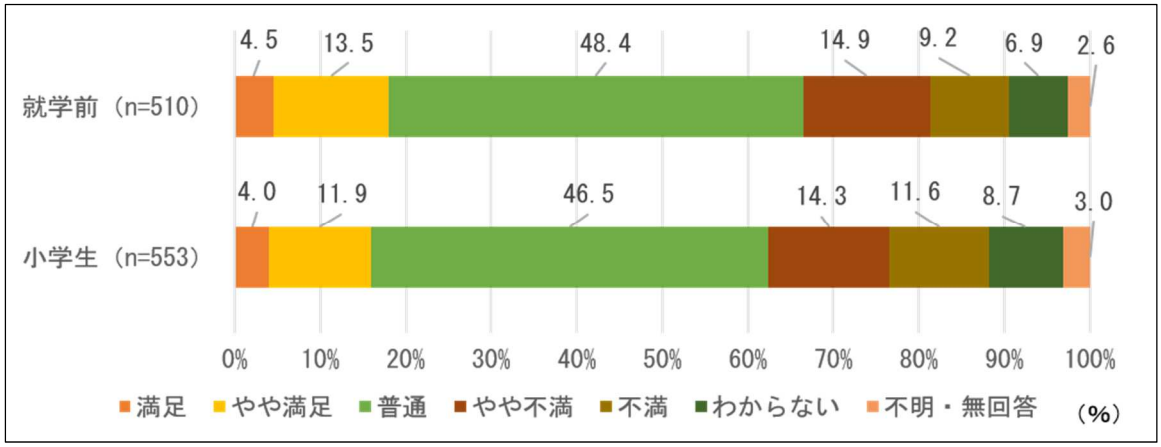

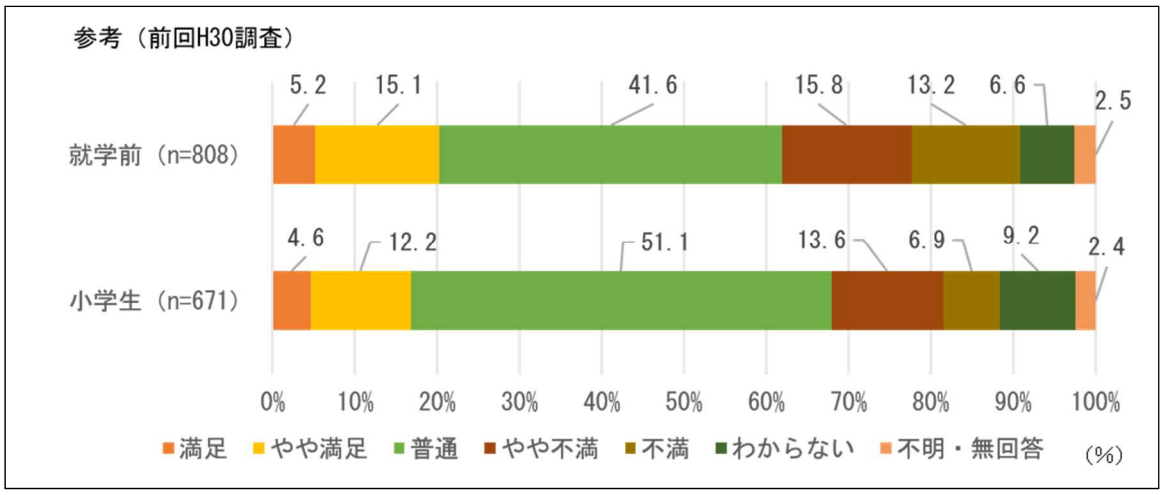

⑹　充実を望む子育て支援策

ア　就学前児童の保護者

こどもが安心して遊べる場所（60.4%）、こどもの教育のための経済的支援（59.4%）、日頃の生活のための経済的支援（51.8%）など

イ　小学生児童の保護者

こどもの教育のための経済的支援（54.4%）、日頃の生活のための経済的支援（48.3%）、こどもが安心して遊べる場所（42.3%）など

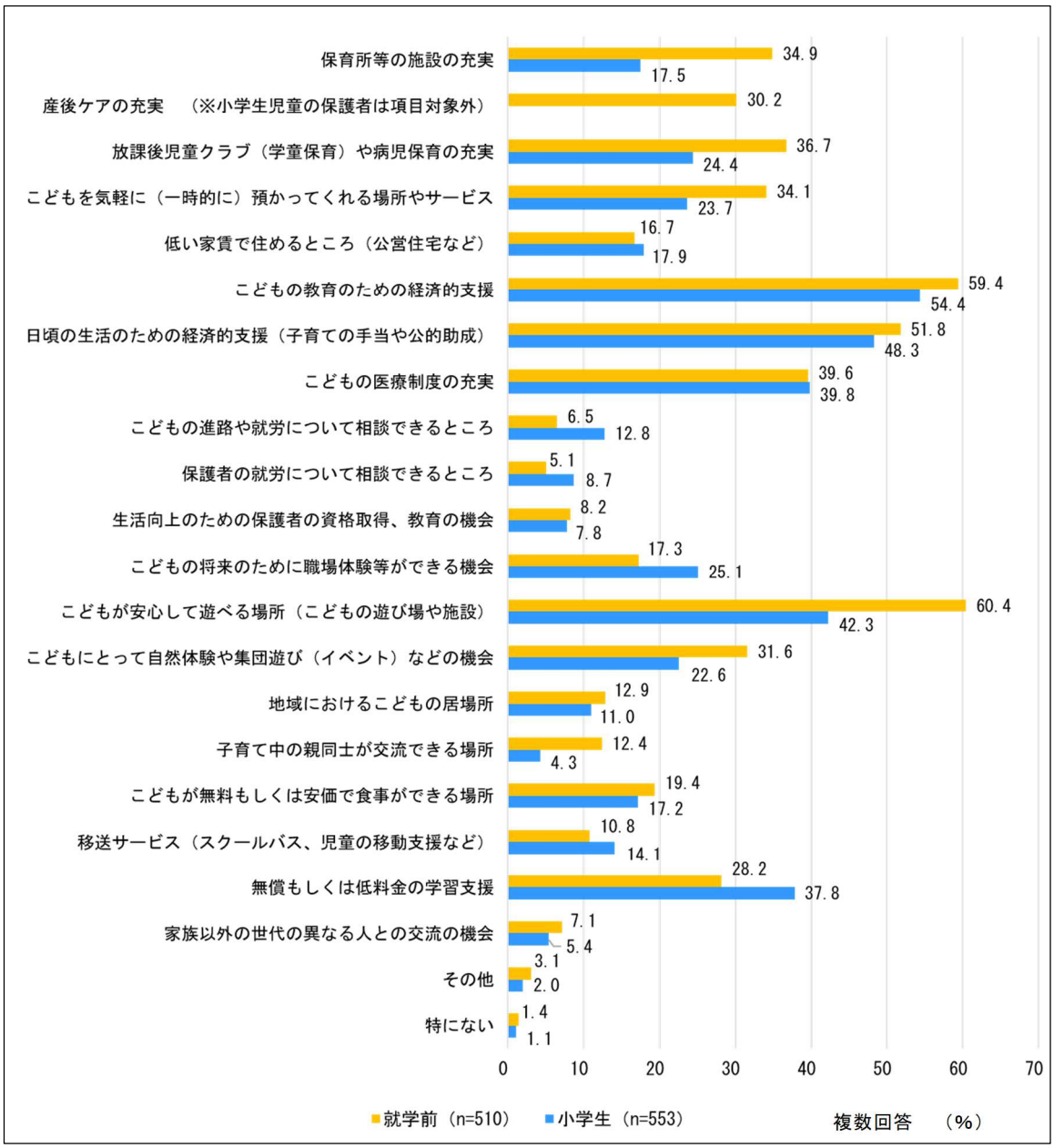

⑺　育児休業の取得状況

育児休業の取得率は、母親の場合は50.2%、父親の場合は6.1%となっています。

ア　取得していない理由（母親）

職場に育児休業の制度がなかった（14.8%）、子育てや家事に専念するため退職した（14.1%）、収入減となり、経済的に苦しくなる（11.9%）など

イ　取得していない理由（父親）

仕事が忙しかった（21.0%）、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった（17.4%）、収入減となり、経済的に苦しくなる（15.9%）など

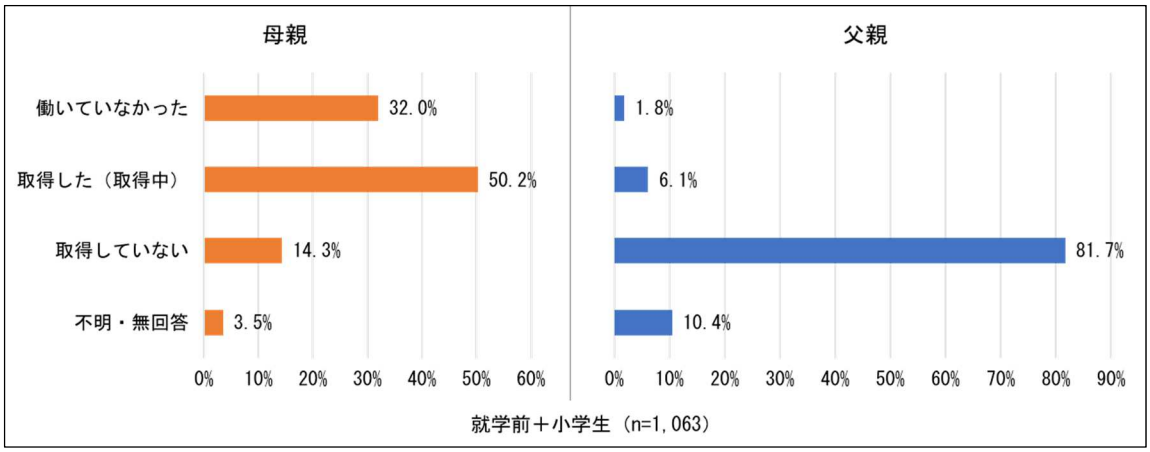

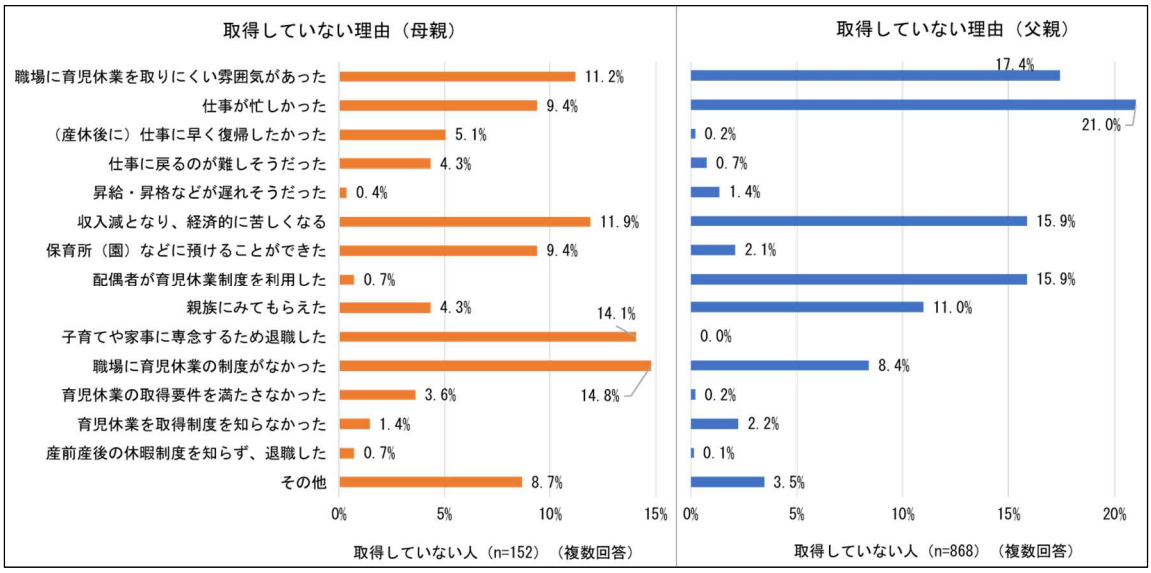

⑻　経済的理由での経験

ア　家庭の生計について

多くの家庭において生計を維持しているものの、住居費や通信費などの支払いの遅れや、医療機関を受診することができなかったなどの経験のある家庭もあります。

イ　こどもの養育について

多くの家庭においてこどもの養育費に困難を来す状況は見受けられないものの、こどものための被服の購入や、学びや体験等を満足にできなかった家庭もあります。

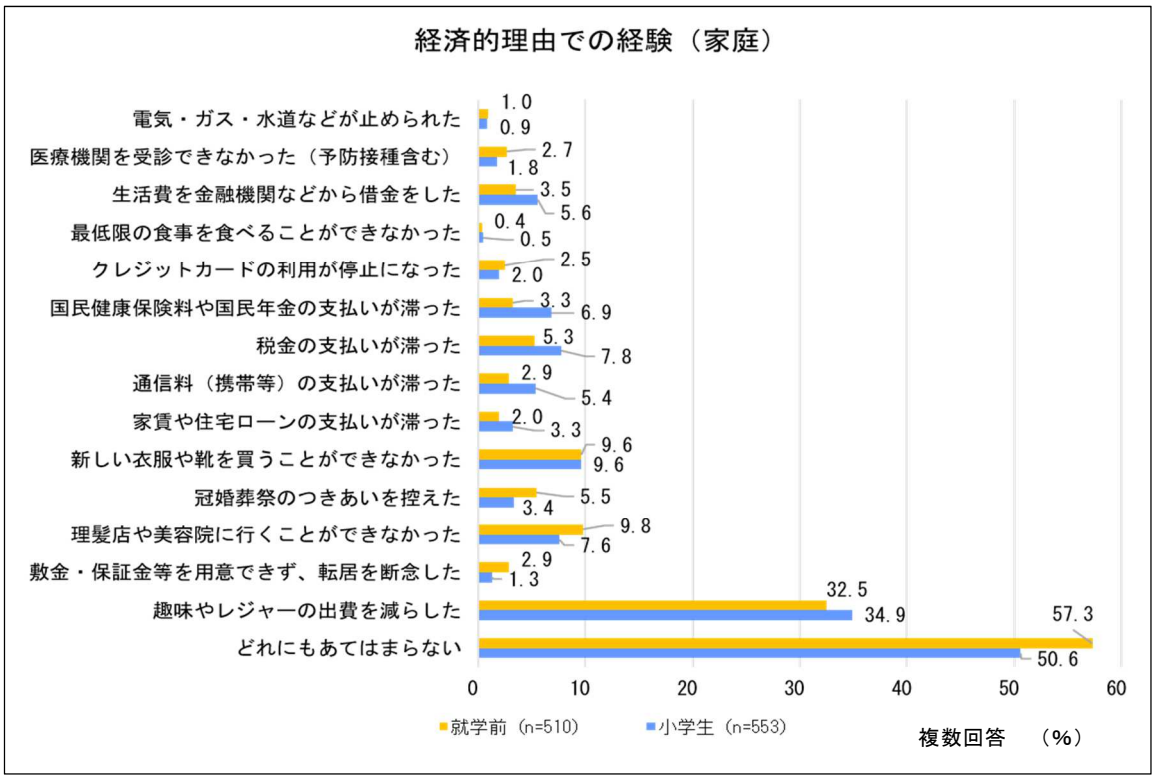

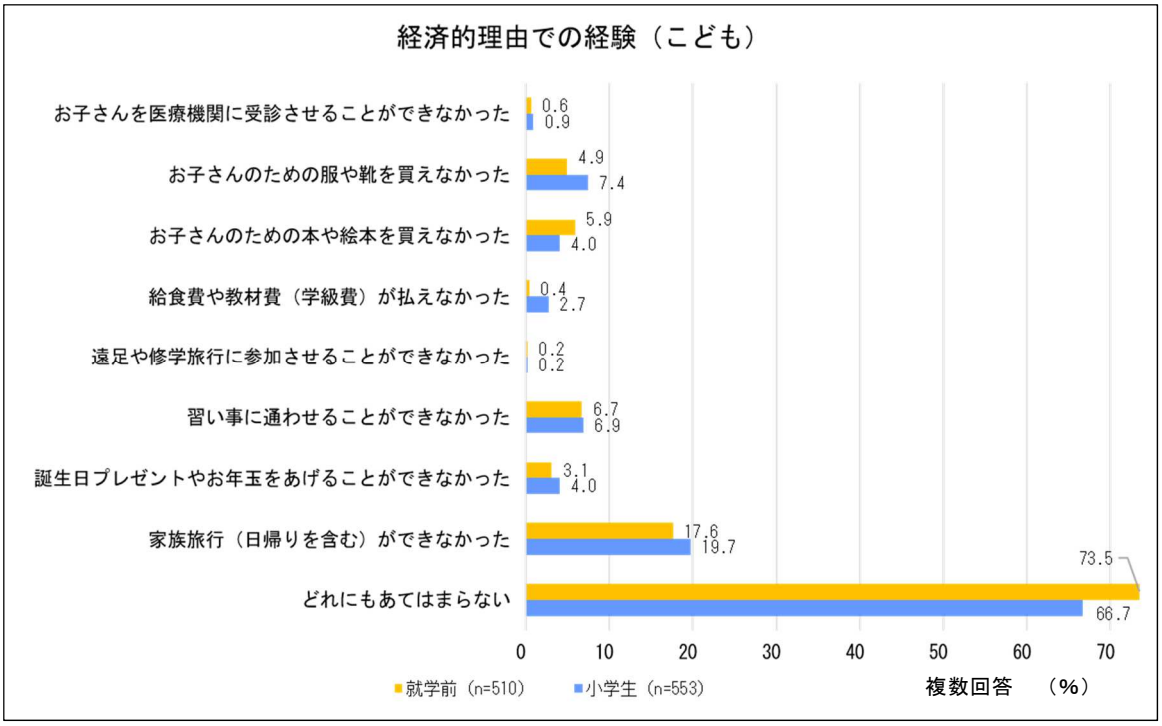

こども・若者向けアンケート調査

⑴　定住の考え（一時期市外に転出しても将来的な定住を含む）

「そう思う」又は「どちらといえばそう思う」と答えた人は 44.0%

「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は 56.0%

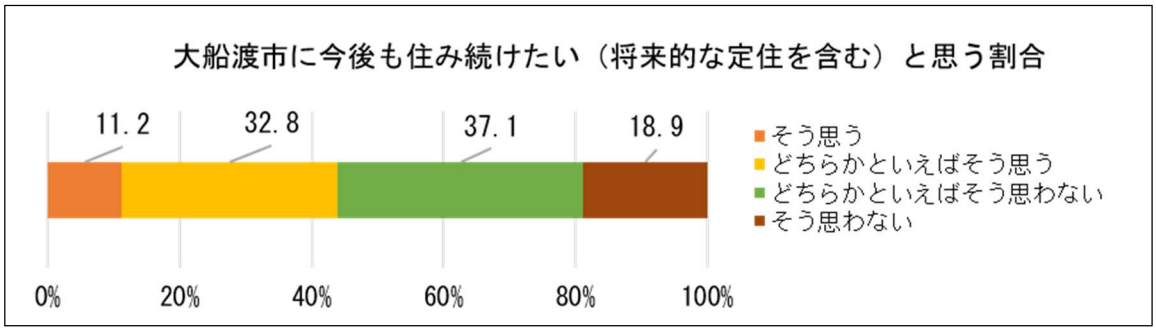

⑵　若者が、今後も大船渡市に住み続けるために重要なこと

就職先の選択肢や職種が豊富であること（58.7%）、スポーツ・文化・遊び施設が充実していること（55.9%）、収入が確保されること（46.9%）、商業施設が充実していること（44.8%）など

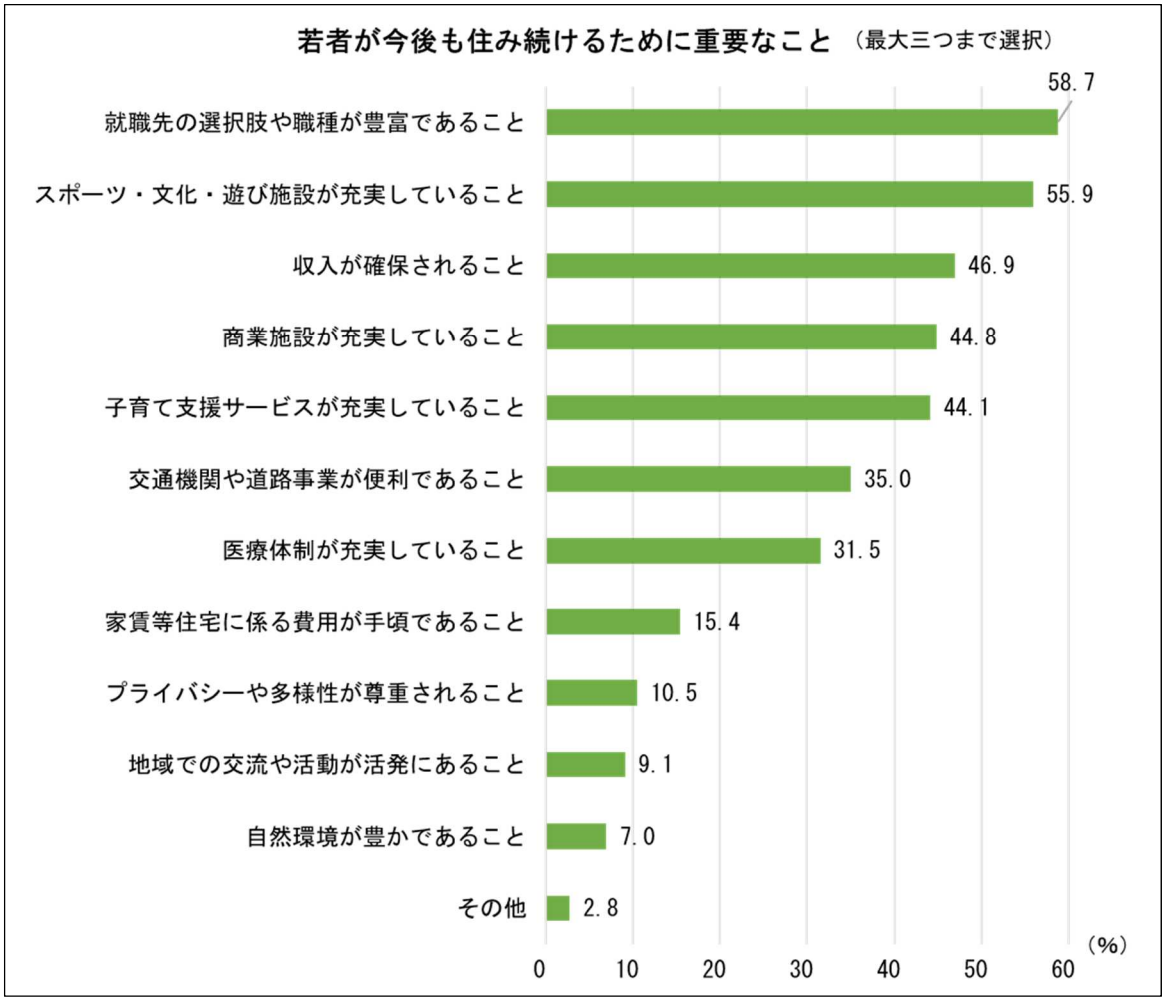

⑶　国の提唱するこどもまんなか社会の実現に向かっているか

「そう思う」又は「どちらといえばそう思う」と答えた人は 35.3%

「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は 32.3%

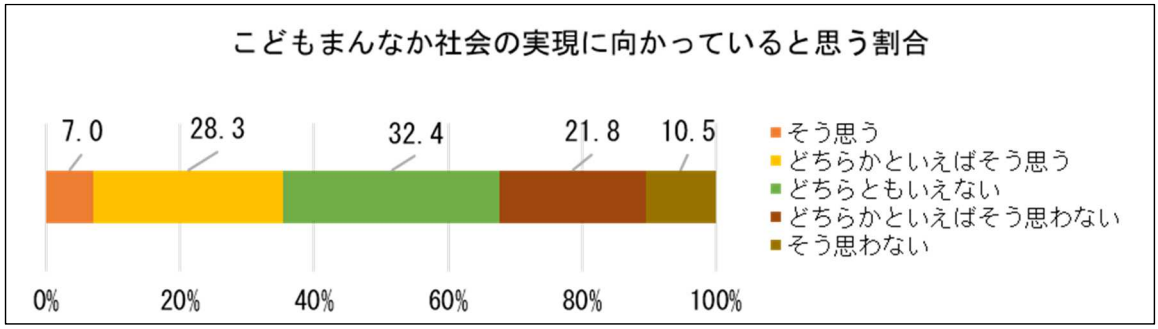

⑷　こども・子育て世帯にやさしい社会の実現に向かっているか

「そう思う」又は「どちらといえばそう思う」と答えた人は 39.9%

「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は 27.3%

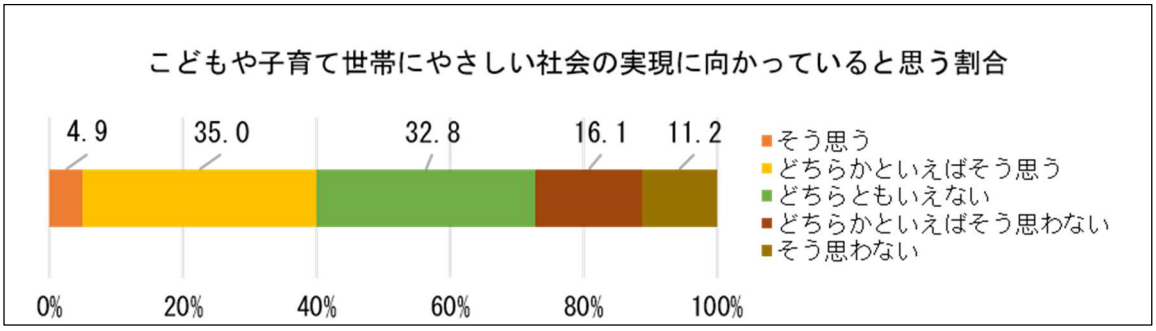

⑸　こどもの権利が大切にされていると思うか

「そう思う」又は「どちらといえばそう思う」と答えた人は 52.4%

「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は 16.8%

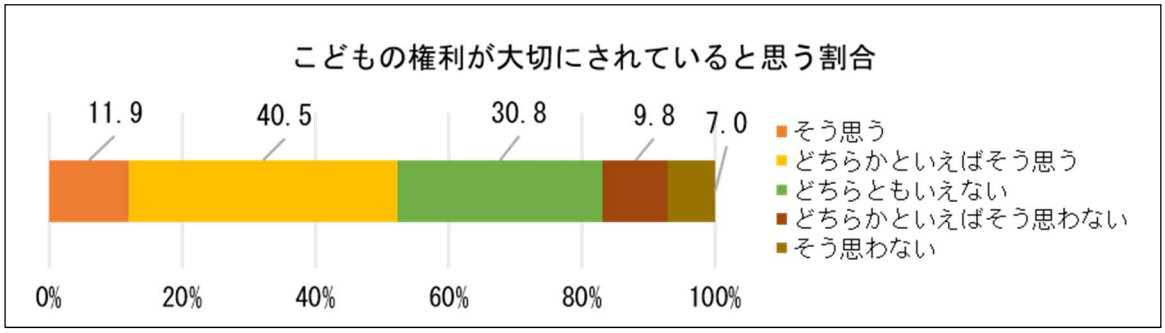

⑹　自身が困ったときに話せる人

「いる」と答えた人は 85.9%、「いない」と答えた人は 6.3%

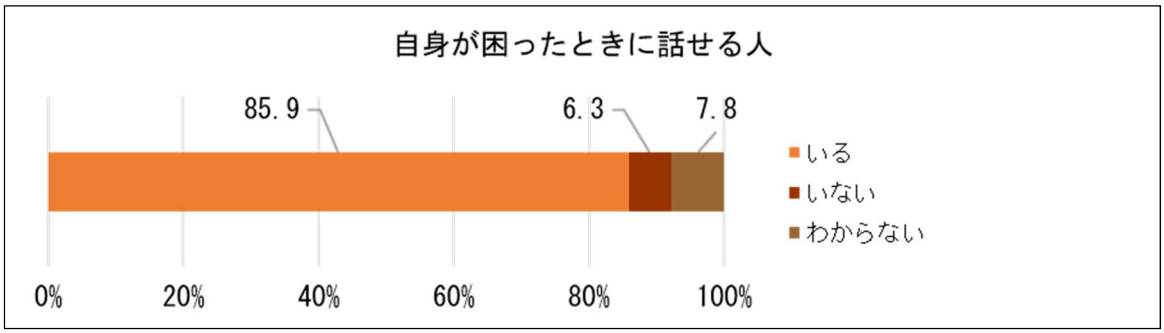

⑺　こども・若者の意見を提言する方法

今回のようなアンケートを実施（49.7%）、ホームページやＳＮＳ等で意見を入力（25.2%）など

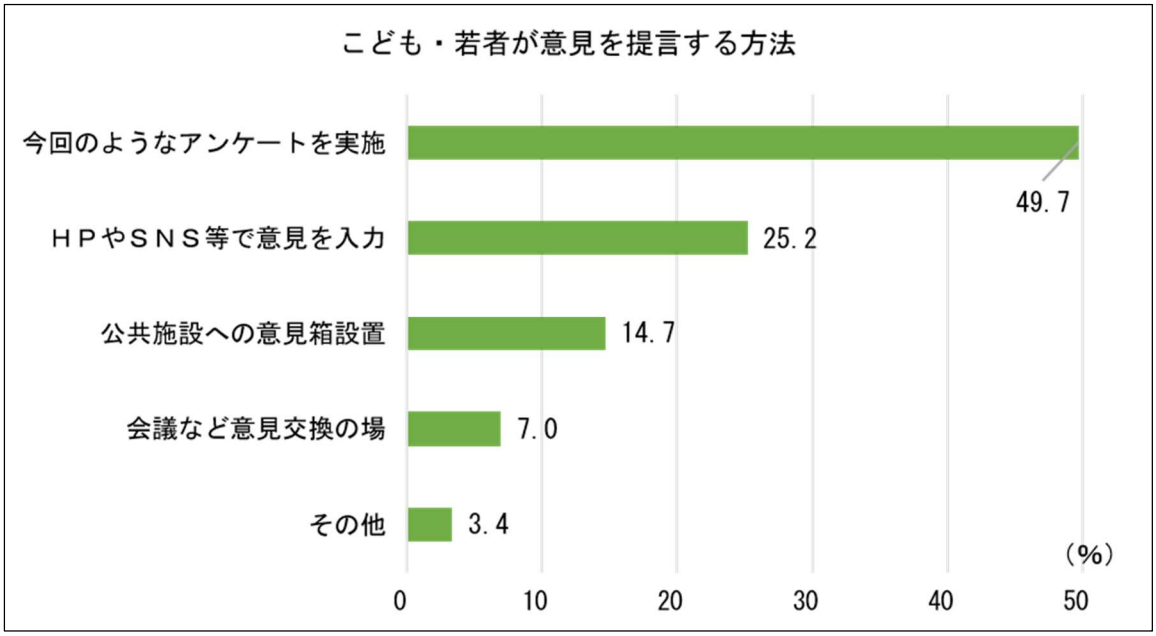

3　子ども・子育て支援の取組実績

第２期計画重点施策

- ⑴　**経済的支援の充実**
- ⑵　**地域子ども・子育て支援事業の充実**
- ⑶　**子どもの安全対策の充実**
- ⑷　**相談支援・情報提供の充実**
- ⑸　**地域社会全体で子どもを育てる機運の醸成**
- ⑹　**子どもの貧困対策の推進体制の強化**
- ⑺　**児童虐待対策の推進体制の強化**

⑴　経済的支援の充実

○　多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、国の政策による幼児教育・保育の無償化で３歳以上児の保育料を無料化するとともに、令和５年度からは、第２子以降保育料の完全無料化を実施しました。

　また、副食費を徴収している年収360万円以上の世帯について、３歳以上児の副食費を無償化しました。

○　市内で生まれたこどもには、出産祝金を贈呈しており、令和６年度からは１人目２万円、２人目４万円、３人目以降６万円と金額を倍増しました。

○　こどもへの医療費の助成について、所得制限を設けずに、全てのこどもを対象としました。また、令和５年８月からは、現物給付の対象を高校生まで拡大しました。

⑵　地域子ども・子育て支援事業の充実

○　子育て家庭の孤立化や不安感、負担感を解消するため、親子が集い、交流できるよう、市内４か所で地域子育て支援センターを運営しました。また、令和６年７月には、市内盛町の商業施設内に屋内の遊び場や交流機能を持つ、こども家庭センター交流広場を開設しました。

○　乳児のいる全ての家庭に保健師が訪問し、養育の相談に応じ、助言その他の支援を行うなど、こどもが健やかに成長できるよう子育て家庭の支援に努めました。

⑶　こどもの安全対策の充実

○　大船渡市通学路交通安全プログラムによる通学路整備事業として、令和５年度に市道関谷轆轤石線、市道中井下欠線（富岡３号線）、市道萱中線の改良整備工事を実施するなど、児童生徒の通学時の安全確保を図りました。

⑷　相談支援・情報提供の充実

○　国の方針に基づく母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制を構築するとともに、気軽に相談しやすい環境を整えるため、令和６年７月に、市内盛町の商業施設内に大船渡市こども家庭センターを開設しました。

⑸　地域社会全体でこどもを育てる機運の醸成

○　おおふなと市民ミーティング等の各種研修や講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの見直しの必要性など意識啓発を図りました。

○　子育て応援のまちづくりを推進するため、大船渡市こども家庭センターの開設を機に、協同組合南三陸ショッピングセンターと子育て応援に関する連携協定を締結しました。

⑹　こどもの貧困対策の推進体制の強化

○　大船渡市社会福祉協議会に事業を委託し、生活困窮世帯、就労困難な世帯、家計再建に問題を抱える世帯などへの支援を行いました。

○　ＮＰＯ法人が取り組むフードバンク事業と連携したアウトリーチ（訪問支援）による食品配送や生理用品の無償提供により、経済的困難や社会的に孤立した家庭を支援しました。

⑺　児童虐待対策の推進体制の強化

○　児童相談所、警察、学校などで構成し、地域ネットワークである大船渡市要保護児童対策地域協議会において、貧困やヤングケアラー等に関する情報共有を図り、支援が必要なケースに対応しました。

○　こども家庭センターに子ども家庭支援員、女性相談支援員等を配置し、ひとり親家庭やＤＶ被害を受けた親（配偶者）への支援のほか、こどもの心のケアを実施しました。

4　こども、若者や子育て世代を取り巻く課題

第２期計画に基づき実施した子ども・子育て支援に関する取組実績、国のこども政策の方針、大船渡市子ども・子育て会議における委員からの意見、子ども・子育てに関するアンケート調査等の結果、出生数の状況等を踏まえ、以下の課題が挙げられます。

⑴　こどもの権利保障

○　こどもの権利について、全ての大人に対して広く周知を図り、社会全体でこどもの権利を保障するとともに、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供していく取組が必要です。

⑵　児童虐待の発生予防、連携体制の継続強化

○　核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しています。地域での孤立や子育ての負担等が児童虐待につながる場合もあることから、引き続き虐待の発生予防、早期発見・早期対応、再発防止への取組が必要です。

⑶　人口減少下における持続可能な教育・保育サービスの在り方

○　０歳から11歳までのこどもの人口は、平成27年は3,136人でしたが、令和６年は2,183人と、10年間で953人（30.4%）減少しています。

○　教育・保育サービスの根幹を担う幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等は、公立と私立ともに、今後の運営（経営及び人材確保）に支障を来すことが予想されることから、持続可能な教育・保育サービスの提供についての検討が必要です。

⑷　障がいのあるこども（又は支援の必要なこども）のきめ細やかな支援

○　発達支援の必要なこどもへの療育、医療的ケアが必要なこどもやその保護者への支援等、全てのこどもが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じた教育・保育サービスの提供についての検討が必要です。

⑸　こどもの健全育成のための子育て世帯へのケア

○　就学前児童の保護者向けアンケート調査では、「子育ての悩み・気になること」について、「こどもの病気や発育、発達に関すること」が31.2％と高く、５年前の調査より10％ほど増えています。

○　新型コロナウイルス感染症の流行下では、人との交流やコミュニケーションの機会が制限されたことにより、子育て世帯の孤立が生じやすい状況となっていました。この傾向は、５類感染症移行後においても一定程度見受けられることから、子育てへの不安や悩みを共有しやすい環境づくりが必要です。

⑹　こどもと家庭に寄り添った相談・支援

○　こども本人や子育て世帯の様々な悩みや心配事に関する相談窓口について、身近にあり、気軽に相談できるような体制づくりを進めることが必要です。

⑺　子育て世帯への経済的支援

○　就学前児童の保護者向けアンケート調査では、「子育て支援策の中で充実を望むもの」について、「こどもの教育のための経済的支援（59.4％）」、「日常の生活のための経済的支援（子育ての手当や公的助成）（51.8％）」が高い割合となっています。

○　小学生の保護者向けアンケート調査においても同様に、前者が54.4％、後者が48.3％となっており、子育て世帯においては、経済的支援の充実を望む声が多く見られます。

⑻　仕事と家庭の両立

○　子ども・子育てに関するアンケート調査では、育児休業の取得状況について、「母親（50.2％）」、「父親（6.1％）」となっており、子育てにおいては、依然として母親の負担が大きいと言えます。

○　一方、父親の場合は、仕事の忙しさと、育児休業の取得が世帯の生計に影響することから、取得しにくい状況にあると言えます。

⑼　子育て応援の機運醸成

○　子ども・子育てに関するアンケート調査では、職場における子育てに対する理解や配慮を希望する声が多く見られます。

○　こどもを産み育てやすい環境をつくるには、日常生活で関わる地域の方や、職場の理解と協力が必要です。

⑽　若者が住み続けたいまちへの取組

○　平成30年以降、20歳から29歳までの人の転出が増えており、本市の少子化進行の大きな要因となっています。

○　こども・若者向けアンケート調査では、今後も大船渡市に住み続けるために重要なこととして、「就職先の選択肢や職種（58.7%）」、「スポーツ・文化・遊び施設の充実（55.9%）」、「収入の確保（46.9%）」、「商業施設の充実（44.8%）」が高い割合となっています。

○　若者の定住につなげるため、若者にとっての地域の魅力を高め、生活のしやすさを感じられるまちづくりへの取組が必要です。

第 3 章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を掲げています。

次代を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利が擁護される社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

本計画では、第２期計画で推進してきた基本理念を継承するとともに、「こどもまんなか社会」の理念を尊重し、こどもが個人として尊重され、心豊かに育つよう、「こども・子育て応援団「大船渡市」～こどもの未来を市民（みんな）で支え合う～」を基本理念とします。

こどもは、大船渡市の未来を担う大切な宝です。その全てのこどもが健やかに成長するために、こども一人一人が、かけがえのない個性を持って成長し、こどもを産み育てたいと思う親の希望がかなえられるよう、市民（みんな）がこども・子育て応援団として大船渡市全体で子育て家庭を支援し、地域の人々の温かいまなざしと支えの中で、こども、親、地域が共に幸せと喜びを実感できるまちを目指します。

≪基本理念≫

こども・子育て応援団「大船渡市」

～こどもの未来を市民（みんな）で支え合う～

2　基本目標

基本理念の実現に向け、三つの基本目標を掲げ計画を推進します。

1
こどもが健やかに育ち、安らげる温かい家庭がある

2
こどもが地域の中で大切にされている

3
こども・若者や子育て世代の一人一人が、輝ける自分を持っている

3　基本方針

基本目標の実現に向け、次の四つを基本方針とします。

⑴　こども・若者の権利の保障

○　こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。

○　こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実と、若者が個性や主体性を発揮して、活躍できる環境づくりに取り組みます。

○　虐待やいじめ、ヤングケアラーなどの人権侵害を防止するとともに、学校や関係機関等と連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

○　こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進するとともに、子育て世帯が貧困により社会から孤立することを防ぎ、安定した生活を送れるよう、必要な支援を行います。

⑵　ライフステージに応じた切れ目ない支援

○　子育て世帯や、こども本人のライフステージに応じた切れ目のない支援を継続します。

○　妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て世帯が孤立しないよう、相談体制と情報発信の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

○　こどもが心身共に健やかに成長することができるよう、成育を支える母子保健事業等の充実を図ります。

⑶　良好な成育環境の確保

○　人口減少下において、こどもが心身共に健やかに成長できるよう、持続可能で質の高い教育・保育環境の確保に取り組みます。

○　仕事と子育てが両立できる環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

○　子育て中の保護者相互のつながりを支援するとともに、関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育てを支援する環境づくりを推進します。

○　経済的な困難を抱える家庭、こどもの発達過程で支援の必要な家庭などに対し、関係機関連携の下、各家庭環境に応じた支援に取り組みます。

○　通学路や公園などの適切な維持管理や、交通事故防止等の取組を推進し、こどもの安全を確保します。

⑷　子育て世帯の生活基盤の安定

○　自らの主体的な選択により、結婚を希望する若者への出会いの機会創出のほか、結婚新生活時における住居費などの経費について、経済的負担軽減を図るなどの支援を行います。

○　子育てに係る経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。

○　日常生活、地域での暮らし、職場などにおいて、仕事と子育てが両立できるよう、社会全体で子育て世帯を支える仕組みづくりを推進します。

4　計画の体系

〔基本理念〕

こども・子育て応援団「大船渡市」～こどもの未来を市民（みんな）で支え合う～

〔３つの基本目標〕
1　こどもが健やかに育ち、安らげる温かい家庭がある
2　こどもが地域の中で大切にされている
3　こども・若者や子育て世代の一人一人が、輝ける自分を持っている

【基本方針】	【基本施策】
1 こども・若者の権利の保障	1 こども・若者の権利の周知
	2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進
	3 こどもの虐待防止対策の推進
	4 こどもの居場所づくりの推進
	5 こどもの貧困対策の推進
2 ライフステージに応じた切れ目ない支援	1 安心できる相談支援体制と情報発信の充実
	2 妊娠・出産・子育てへの母子保健の充実
	3 こどもの健やかな心身の育成
3 良好な成育環境の確保	1 乳幼児期における持続可能で質の高い教育・保育の提供
	2 地域の人が関わる子育て支援体制の推進
	3 配慮の必要なこどもへのきめ細やかな支援
	4 こどもの安全対策の推進
4 子育て世帯の生活基盤の安定	1 結婚を望む人や結婚新生活への支援
	2 子育て世帯の経済的負担の軽減
	3 子育て世帯への社会全体での支援
	4 仕事と子育てを両立できる社会の推進

第 4 章　施策の展開

基本方針１　こども・若者の権利の保障

基本施策１　こども・若者の権利の周知

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく権利の主体です。多様な個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その権利を保障し、こども・若者にとって最善の利益を図ることが必要です。

「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で支援し、社会全体でこどもの権利を保障していきます。

また、困難な状況に置かれたこども、様々な状況にあって声を届けにくいこどもに対する十分な配慮に努めます。

取組	取組内容	担当課
こども・若者の権利の周知及び啓発	こども・若者、全ての大人に対して、様々な機会や媒体を通じて広く周知し、社会全体で共有を図ります。 また、こども家庭庁の提唱する「こどもまんなか社会」の実現に向け、その理念の普及啓発に努めます。	こども家庭センター
こどもの権利に関する情報提供	様々な状況にあって声を届けにくいこどもに向け、学校等関係機関と連携しながら、意見を表明しやすい環境づくりを図ります。	こども家庭センター 学校教育課

基本施策２　こども・若者の社会参画・意見反映の促進

こども・若者が、自ら意見を表明し、社会に参画することは、自身の成長とともに、住みやすいまちの形成や地域活性化等に資するものがあります。

こども・若者の学びや成長につながるよう地域活動への参画を支援することで、一人一人が活躍できる環境づくりを推進します。

取組	取組内容	担当課
若者が活躍できる環境づくりの推進	地区や地域の活動に係る意思決定過程などに、こどもや若者などの参画を促し、社会通念・慣習・しきたりを改めながら、多様な生活者の意見を踏まえた活動を促進するなど、若者同士の交流や活躍を支援します。	市民協働課 生涯学習課 こども家庭センター
こども・若者の意見聴取の機会の設定	市の各種施策や取組に、こどもや若者の多様な意見を反映していくため、懇談会やグループインタビュー、住民ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査など様々な手法を用いながら意見聴取の機会を創出します。	こども家庭センター 市民協働課 各担当課

基本施策３　こどもの虐待防止対策の推進

虐待の早期発見・早期対応に資するため、教育、福祉、医療、保健等関係機関の連携を強化するとともに、こどもとその保護者に対して、状況に応じた支援に努めます。

また、虐待を防止するため、不適切な養育の可能性がある家庭に対し、支援ニーズを早期に把握し、相談、助言等のきめ細かい支援や関係機関と連携した対応に努めます。

取組	取組内容	担当課
児童虐待に関する相談支援体制の確保	児童福祉法に基づくこども家庭センターを運営し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で継続的な一体的相談支援体制の下、様々な状況に応じた切れ目ない支援に努めます。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を行うことにより、児童相談所や医療機関、警察、教育・保育施設など関係機関との情報共有を図ります。	こども家庭センター
関係機関への支援の展開	重大かつ深刻な事案が生じた際、児童相談所等への通報を始め、専門性を有する機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	こども家庭センター
こどもの保護	犯罪やいじめ、虐待などの被害にあったこどもの心身の健全な発達と自立を支援するため、関係機関との連携を密にし、こどもの保護及び支援に努めます。	こども家庭センター 学校教育課
見守り活動の推進	地域の中で子育て家庭を支えることができるよう、民生委員・児童委員や地域のボランティアなどによる見守り活動を推進します。	地域福祉課

基本施策４　こどもの居場所づくりの推進

こどもが安心して過ごすことができる居場所を確保するため、放課後児童クラブの運営や民間団体によるこどもの居場所づくり等を支援します。

取組	取組内容	担当課
放課後児童クラブの運営	仕事等で家に保護者のいない児童の安全で安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブを運営します。 また、施設設備については、空調、照明、内装、トイレ及び防犯対策等、計画的な改修を進めます。	こども家庭センター
子育て親子の居場所づくり	乳幼児等の未就園児とその保護者を対象に、地域子育て支援センターを開設し、各種催し物を実施するなど、親子が参加しやすい交流の場を提供します。	こども家庭センター
こども食堂等への協力支援	民間団体等が行う地域のこどもへの食事や交流の場を提供する活動の周知や、活動に関する相談、助言等の支援に努めます。	こども家庭センター

基本施策５　こどもの貧困対策の推進

家庭の生活状況にかかわらず全てのこどもが質の高い教育を受け、多様な経験を通して成長できるよう教育機会の確保に努めます。

また、子育て世帯において、貧困により社会的に孤立することのないよう、保護者への相談支援や生活支援等、生活の安定に資するための支援に努めます。

取組	取組内容	担当課
学校における支援体制の充実	スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアを行うほか、学校やスクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見とこどもの置かれた環境の改善に努めます。	学校教育課
特に配慮を要するこどもへの支援	家庭環境や生活状況に起因する不登校の未然防止や解消等に的確に対応するため、こども家庭センター、学校、関係機関等と連携しながら専門的な助言や指導に努めます。	こども家庭センター 学校教育課
アウトリーチによる生活支援	ＮＰＯ法人が取り組むフードバンク事業と連携したアウトリーチ（訪問支援）による食品配送や生理用品の無償提供を行い、経済的な困難を抱え、又は社会的孤立の心配な家庭を支援します。	こども家庭センター

基本方針１　主要指標

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
①こどもの権利が大切にされていると思うこども・若者の割合	52.4%	60.0%
②児童虐待通告受理後、48時間以内に安否確認を行った割合	100%	100%

※①の数値は、こども・若者向けアンケート調査で「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した割合

基本方針２　ライフステージに応じた切れ目ない支援

基本施策１　安心できる相談支援体制と情報発信の充実

子育て世帯が、子育てへの不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりをもってこどもと向き合うことができるよう、子育てに関する情報提供、各種相談等に対応し、安心して子育てできるよう支援します。

取組	取組内容	担当課
こども家庭センターを拠点とした一体的相談支援体制の充実	子育て世帯を対象に、妊娠から出産、子育てのライフステージにおける不安や悩みを軽減・解消するため、関係機関との連携の下、こども家庭センターを拠点とする一体的相談支援体制の充実を図ります。	こども家庭センター
個別相談等の実施	妊娠、出産、子育て等に関する各種教室、健康診査の際に、個別相談を実施するなど、様々な機会を通じて、コミュニケーションを図りながら、ゆとりある育児ができるよう支援します。	こども家庭センター
子育て情報の積極的発信	子育てに関するポータルサイト「つばきっず」や「子育てアプリトントン」での情報の発信により、妊婦や子育て中の保護者が情報を取得しやすい環境づくりに努めます。 また、子育てに関する様々な情報を子育て家庭等に広く提供するため、子育てガイドブックを作成するとともに、関係機関が発行する子育て情報誌に必要な情報を提供します。	こども家庭センター
子育て支援ネットワークの推進	子育てを支援する団体や関係機関、行政のほか、子育て支援に関わる者が一堂に会し、子育て支援に関する情報共有や意見交換を行う「子育て支援ネットワーク会議（通称名：KOSONOWA）」の活動を推進します。	こども家庭センター
子育て世帯の相互交流の促進	子育て世帯に交流の場を提供している関係機関への支援により、子育てをサポートする団体の自主活動の推進と活性化を図ります。 また、こども家庭センター交流広場については、子育て世帯が気軽に遊び、相互交流できるよう、引き続き、こどもの遊び場を含めた交流機能の充実に努めます。	こども家庭センター
簡素な申請手続への移行検討	必要な各種手続について、マイナポータルを活用したこども園の入所手続等、国の制度周知を図るとともに、「書かない窓口」や「行かない窓口」等への移行を検討します。	こども家庭センター

基本施策２　妊娠・出産・子育てへの母子保健の充実

健康診査の実施、育児サービスの提供、各種相談対応など、こどもの成育や母親の心身の健康面で、特に重要となる産前産後や乳幼児期について、関係機関との連携を密にし、切れ目なく支援します。

取組	取組内容	担当課
妊娠･出産の安全性の確保	妊娠･出産に対する不安を軽減するため、こども家庭センターの保健師や助産師を中心に、母子健康手帳交付時や妊婦訪問、来所、電話による相談対応を行います。 また、妊娠・出産に伴う各種申請手続や制度、妊婦健康診査、パパママ教室、早産予防等の周知に努めます。 さらに、新生児聴覚検査を実施し、こどもの聴覚障害の早期発見・早期治療に努めます。	こども家庭センター
ハイリスク妊産婦への支援	ハイリスク妊産婦に対し、アウトリーチによる積極的な関係構築を図るとともに、遠方の分娩取扱施設への交通費等を補助するなど、地域において安心して出産できるよう支援します。	こども家庭センター
小児医療における相談体制の充実	ＳＮＳで医師と遠隔健康医療相談ができる「産婦人科・小児科オンライン」の活用を図るなど、関係機関と連携した子育て世帯への相談支援に努めます。	こども家庭センター
産前産後サポートの充実	母子健康手帳交付時の面接や乳児家庭全戸訪問時の産婦への質問票等により要支援者の把握に努めながら、妊産婦のメンタルヘルス対策にもつながる産前・産後サポートや産後ケア等の充実を図ります。	こども家庭センター
乳幼児健康診査及び健康相談の充実	各種健康診査等の受診率の向上を図り、病気の早期発見や予防に努めるとともに、指導が必要な乳幼児に対しては、関係機関との連携により、順調な発育を支援します。 また、健康診査未受診者、様々な問題を抱えていても相談を遠慮してしまう人、育児困難が予測される未熟児、障がい児等については、早期の把握に努め、育児支援を行う関係機関等との連携により支援します。	こども家庭センター
パパママ教室の充実	妊娠・出産・育児に関する知識の普及や沐浴（もくよく）実習等による実技の習得のほか、夫婦で協力して子育てしていくことの大切さを普及します。	こども家庭センター

基本施策３　こどもの健やかな心身の育成

こどもの健やかな心身の育成を図るため、疾病やむし歯の予防に取り組むとともに、幼児期における食育の推進を通じて、健康的な生活習慣を形成できるよう支援します。

また、こどもの成長過程において性に関する正しい知識の習得と、幼児に対する温かい感情や関心を養う機会の創出に努めます。

取組	取組内容	担当課
各種予防接種の実施	定期接種における予防接種率の向上を目指し、未接種者への接種を勧奨し、感染症の予防を図ります。 また、任意予防接種の小児インフルエンザワクチンについては、接種費用の一部を助成します。	こども家庭センター
乳幼児のむし歯予防	健康相談等を通じたむし歯予防の知識の普及に努めるとともに、１歳児健康相談での個別ブラッシング指導、幼児歯科健康診査でのフッ素塗布など歯科医師や歯科衛生士と連携し、むし歯予防対策の充実を図ります。 また、妊婦のむし歯や歯周病は、早産や低体重児の出生、むし歯の菌を乳幼児に感染させるリスクにつながるため、妊婦歯科健康診査を行い、妊娠期からの口腔保健に努めます。	こども家庭センター
幼児期の食育支援の充実	乳幼児健康診査・相談等において成長段階に合わせた栄養指導、望ましい食習慣等についての知識の普及に努めます。	こども家庭センター
いのち・性に関する学びの充実	発達段階に合わせて、性に関する正しい知識を習得し、いのちの尊さ、家庭の大切さ、家族や友達に対する温かい感情を育めるよう、意識の啓発を図ります。 また、少子化により家庭で乳幼児とふれあう機会が少ないことから、学校と連携し、高校生等が乳幼児にふれあえる場を創出しながら、プレコンセプションケア（※）の推進に努めます。	こども家庭センター 学校教育課

※プレコンセプションケア…女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組

基本方針２　主要指標

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
①子育てが楽しいと思う親の割合 （上段：就学前児童の保護者、下段：小学生の保護者）	91.1% 90.7%	93.0% 93.0%
②１歳６か月健康診査の受診率	99.3%	100.0%
③むし歯の無い３歳児の割合	85.6%	90.0%

※①は、子ども・子育てに関するアンケート調査で、「楽しい・楽しいことが多い」と回答した割合

基本方針３　良好な成育環境の確保

基本施策１　乳幼児期における持続可能で質の高い教育・保育の提供

こども園等の運営では、共働き世帯の増加等の社会状況の変化、国のこども政策の強化等を背景に、延長保育や一時保育、病後児保育など、保護者のニーズに応じた質の高い教育・保育を提供してきました。

現状において、こどもの数や生産年齢人口の減少が進み、行財政規模も縮小していく中、教育・保育の質を維持しながら、保育士等の人材確保や処遇改善に対処していく必要があり、今後の持続可能な教育・保育サービスの在り方について、検討を深めます。

取組	取組内容	担当課
教育･保育サービスの在り方検討	人口減少下においても、質の高い幼児教育を確保するため、認定こども園等を運営する事業者の意向などに十分配慮しながら、将来において持続可能な教育・保育サービスの在り方について、検討を深めます。	こども家庭センター
幼稚園教諭･保育士等の質の向上	職員の研修機会を充実して知見や人間性を深め、指導力など資質の向上を図ります。 また、健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮の必要なこどもについては、関係機関と連携し、適切な教育・保育に努めます。	こども家庭センター
保育士等の処遇改善	国や岩手県の制度を活用して、保育士等の処遇改善に取り組みます。	こども家庭センター
教育･保育施設と小学校との連携支援	幼稚園、保育園、小学校の職員の交流や合同研修等の実施により、架け橋期（※）における幼児教育の充実を図ります。	こども家庭センター 学校教育課
新たな教育･保育サービスの検討	親の就労状況の有無に関わらず時間単位で利用できる国の「こども誰でも通園制度」等、新たな教育・保育サービスの展開については、保護者のニーズや運営する事業者の負担等を考慮しながら、検討を深めます。	こども家庭センター
民間保育所等の改築支援	老朽化した民間保育所等について、計画的に施設を整備するため、園舎改築費用の助成などを行いながら、教育・保育環境の向上に努めます。 また、公立こども園施設については、今後の園運営の在り方を検討した上で、必要に応じて空調、照明、内装、トイレ及び防犯対策等、計画的に改修します。	こども家庭センター

※架け橋期…義務教育開始前後の５歳児から小学校１年生の２年間

基本施策２　地域の人が関わる子育て支援体制の推進

新型コロナウイルス感染症の流行下では、コミュニケーションの機会が制限された影響から、５類感染症移行後においても、依然として子育て世帯の孤立が生じやすい状況となっています。

地域や子育て支援機関との連携により、こどもが健やかに成長することができるよう、子育て世帯を支援します。

取組	取組内容	担当課
子育て支援事業の実施	子育て世帯の孤立化、不安感、負担感を解消するため、親子が集い、交流できるよう、地域子育て支援センターを運営するなど、地域で支える取組を推進します。 また、乳児のいる全ての家庭に保健師が訪問し、養育についての相談に応じ、助言等により子育てを支援します。	こども家庭センター
放課後児童クラブの運営支援（一部再掲）	放課後の時間帯に仕事等で家に保護者のいない児童の安全で安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブを設置し、運営する父母会に対して適切な指導等を行います。 また、クラブを運営する父母会における役員の負担軽減を図るため、業務の集約化等の取組を支援します。	こども家庭センター
支援員等の資質向上	子育て支援員や放課後児童クラブの支援員等、各種子育て支援事業の人材確保を図るとともに、研修等の開催により資質の向上に努めます。	こども家庭センター

基本施策３　配慮の必要なこどもへのきめ細やかな支援

発達支援の必要なこどもへの療育、医療的ケアの必要なこどもやその保護者への心身のサポート等、全てのこどもが健やかに成長できるよう、多様なニーズに応じた教育・保育サービスの充実を図ります。

取組	取組内容	担当課
疾病の早期発見・早期治療	乳幼児健康診査や新生児聴覚検査等で、こどもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見・早期治療につなげるほか、健康診査未受診者の受診勧奨に努めます。 また、心身に発達の遅れや障がいのある就学前児童について、こども園等への訪問指導や乳幼児健康診査等を通じて早期発見に努めるとともに、保護者の理解を得て専門機関の指導や訓練等につなげることにより、集団生活への適応能力の向上に努めます。	こども家庭センター

取組	取組内容	担当課
未熟児養育医療給付	未熟児の医療費の一部を負担するとともに、養育の相談対応等の支援を行います。	こども家庭センター
相談体制の充実	専門相談員を配置して、障がいのあるこどもやその家族に係る相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター 学校教育課
教育･保育施設での受入態勢の充実	教育・保育施設では、カリキュラム編成や職員配置の工夫など、受入態勢の充実に努めます。	こども家庭センター
障がい児教育･保育の推進	一人一人の障がいの状況に応じ、家庭や専門機関等との連携を密にしたきめ細やかな保育を実施します。 発達の遅れが気になるこどもを対象とする児童発達支援事業については、受入態勢を確保するとともに、必要な環境整備に努めます。 学校においては、こどもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参画できる力を育てるため、障がいの実態に応じた適切な指導と支援に努めます。	こども家庭センター 学校教育課
社会参加の促進	障がいのあるこどもが、社会に参加し、地域社会とともに育つよう、レクリエーション活動等の交流活動の促進を図ります。	こども家庭センター 地域福祉課
発達障がい児支援に向けた支援員等の質の向上	自閉スペクトラム症（ASD)、学習障害(LD)、注意欠如・多動症（ADHD）等の障がいのあるこどもの可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上を図り、専門家の協力を得ながら適切に支援します。	こども家庭センター
医療的ケア児への支援	地域生活支援の向上と家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児及びその家族への在宅レスパイト事業（※）の実施を検討します。	こども家庭センター
教育･保育施設から小学校への円滑な接続	教育・保育施設から小学校への就学に当たり、こどもの発達の状況を記録した要録の送付や教育支援委員会の開催を通じて、必要な支援が継続されるように努めます。 また、気仙版サポートファイル「つむぎ」を活用し、こどもの成長に伴い、環境や支援者が変わった場合においても、地域で適切な支援を切れ目なく受けることができるように対応します。	こども家庭センター 学校教育課

取組	取組内容	担当課
児童発達支援センター機能の確保	障がいのある児童の日常生活での基本的動作の指導等、障がいの特性に応じたサービスを提供する児童発達支援センターについて、国の方針に基づく機能の確保に努めるとともに、設置の在り方について検討を深めます。	こども家庭センター

※在宅レスパイト事業…レスパイト（小休止・息抜き）により家族の休息時間の確保や負担の軽減を図るため、在宅で医療的ケア児の介護・看護に当たる家族に代わって訪問看護ステーション等の看護師が医療的ケア児の見守りを行う事業

基本施策４　こどもの安全対策の推進

公共施設や道路、公園等の適切な維持管理により、こどもの安全確保に努めます。

また、地域住民、学校等関係機関の協力により、交通安全や防災対策等の取組を継続すること等により、安全対策を推進します。

取組	取組内容	担当課
子育てにやさしい公共施設の整備	公共施設の新築又は増改築時に、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、親子が利用しやすい環境整備に努めます。 また、公共施設等において託児施設や授乳スペースなどの設置を推進します。	各施設管理担当課 こども家庭センター
道路、公園などの身近な施設の環境整備	通学路を含む道路や、公園等の整備に当たっては、バリアフリー化を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。 また、都市公園に遊具を設置する際は、インクルーシブ遊具（障がいの有無にかかわらず、誰もが遊べる遊具）にするなど、安心して利用できる環境整備に努めます。	建設課 土地利用課 学校教育課
こどもの交通安全対策の取組	通学路等において、交通指導員による児童生徒の誘導保護を行い、交通事故の防止に努めます。 また、地域公民館やこども園、小中学校等で開催する交通安全教室において、交通ルール指導や、交通事故防止のための啓発活動などの交通安全対策に取り組みます。	市民環境課 学校教育課 生涯学習課
こどもの犯罪被害に関する防犯体制の整備	こどもが犯罪に巻き込まれないよう、不審者対策や犯罪被害に関する情報提供などを行うとともに、地域の防犯ネットワークの充実を図ります。	学校教育課 市民環境課 生涯学習課 こども家庭センター

取組	取組内容	担当課
こどもの防災対策の推進	地震や津波等の有事の際に備え、こども園等や学校における防災・避難訓練等の実施により、防災対策の推進に努めます。	こども家庭センター 学校教育課

基本方針３　主要指標

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
①通常保育のほか、一時預かりや延長保育など、様々な保育サービスが充実していると答えた市民の割合(市民意識調査)	40.6%	50.0%
②道路、公園などが子育て世代や高齢者、障がい者でも利用しやすい（市民意識調査）	34.1%	40.0%

※①及び②は、「そう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した割合

基本方針４　子育て世帯の生活基盤の安定

基本施策１　結婚を望む人や結婚新生活への支援

結婚は個人の自由な意思決定であり、多様な価値観が尊重されるという前提の下、自らの主体的な選択により結婚を望む方への、それぞれの希望に応じた支援を行います。

取組	取組内容	担当課
結婚を希望する人への支援	県の“いきいき岩手”結婚サポートセンターへの入会登録を支援するとともに、結婚を希望する人への出会いの場創出やマッチング支援等、同センターの取組に係る情報提供に努めます。	こども家庭センター
結婚新生活への支援	結婚新生活を始める若者世帯を対象に、費用（家賃、引越費用等）の一部を助成し、新生活を経済的に支援します。	こども家庭センター

基本施策２　子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう、幼児保育、就学、医療、その他生活に係る経済的支援等を実施し、生活の自立、安定、向上を図ります。

取組	取組内容	担当課
出産祝金の支給	こどもの誕生を祝い、市内で生まれたこどもを対象に出産祝金（地域商品券）を支給します。	こども家庭センター
妊婦支援給付金の支給	妊婦等包括相談支援事業と併せて、妊娠と出生の時期に、各５万円、計10万円を支給します。	こども家庭センター
子育て用品の無償貸与	市内の子育て世帯を対象にベビーカーやベビーベッドの子育て用品を貸し出します。	こども家庭センター
医療費の助成	妊産婦やこども、重度心身障害者の医療費を助成します。	国保医療課
児童手当等の支給及び諸制度の周知	児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当等を支給するとともに、制度の周知・啓発に努めます。	こども家庭センター
保育料の軽減	保護者の所得や保育必要量（保育標準時間、保育短時間）に応じて、保護者が負担している保育料については、子育て世帯の経済的負担の軽減とともに、仕事と子育ての両立を支援するため、保育料の軽減を図ります。	こども家庭センター

取組	取組内容	担当課
保育所等副食費の支援	保育所等での給食により、こどもが食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付け、成長期における安定した栄養を摂取するため、保育所等を利用する３歳以上児の副食費を無償化します。	こども家庭センター
就学･通学に対する援助	経済的な理由により小学校又は中学校での就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課
教育費負担の軽減	教育費の負担を軽減するため、国と岩手県に対して、教育費無償化について働き掛けます。 また、（独法）日本学生支援機構を始め、（公財）岩手育英奨学会、（公財）大船渡市育英奨学会等が実施する各種奨学金制度や、大船渡市社会福祉協議会が実施する教育支援金等の制度の周知に努めます。	教育総務課
生活困窮者自立支援制度による支援	経済的な困難を抱える世帯（生活保護世帯を除く。）に対して、各種事業（自立支援相談、家計相談、住居確保給付金、就労準備支援、一時生活資金等）により、自立等に向けた支援を実施します。	地域福祉課

基本施策３　子育て世帯への社会全体での支援

子育てしやすい環境づくりには、子育て世帯や関係機関の支援者だけでなく、日常生活、地域での暮らし、職場などにおいて、多くの方々の配慮が必要です。

こども施策の展開を通じて、こども・子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識啓発や情報発信を行い、社会全体で子育てを応援する機運醸成を図ります。

取組	取組内容	担当課
「こどもまんなか社会」の意識の啓発	こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか社会」の実現に向け、市広報紙等を通じて、市民に妊産婦や子育て世帯への配慮等について周知を図り、市民意識の啓発に努めます。	こども家庭センター
子育て応援の取組強化	こども家庭センターを中心に、関係機関等との連携により、社会全体で子育てを応援する機運醸成を図るための取組を実施します。 子育て支援に取り組む民間事業所の活動内容の周知を図り、社会全体で子育てを支援する機運の醸成に努めます。	こども家庭センター

取組	取組内容	担当課
子育て応援店舗及び企業の拡大	子育て世帯に配慮している店舗や企業等の取組を推奨し、関係機関との連携により、岩手県の「いわて子育て応援の店」の登録制度の普及を図りながら、市内における子育て応援店舗や企業の拡大に努めます。	こども家庭センター 商工課

基本施策４　仕事と子育てを両立できる社会の推進

共働き世帯が増える中、性別による役割分担意識を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

また、若者の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、家庭や職場におけるジェンダーギャップ、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向け、市民への意識啓発等に取り組みます。

取組	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	性別による役割分担意識を見直し、性別に関わらず家庭的なスキルを身に付け、実践することが「仕事と家庭・社会活動の両立」を図る上で有効である旨の意識付けをしながら、子育て世帯が仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。	男女共同参画室 商工課
家事や育児への参加促進	家事や育児は「性別にかかわらず誰もが行うもの」との意識の醸成を図りながら、家庭内におけるジェンダーギャップやアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発と、家事・育児の分担・協力を促す実践機会の拡大に取り組みます。 また、妊娠期に開催するパパママ教室への父親の参加を推進し、出生後から夫婦で子育てできるよう支援します。	男女共同参画室 こども家庭センター
女性の就業機会の確保	関係機関と連携し、就業相談や各種情報提供を行うなど、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援します。	商工課
子育てを支援する職場環境の取組促進	育児休業やこどもの看護休暇の取得を促進するため、国、岩手県、商工会議所等の関係機関と連携し、「くるみん認定制度」や「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」等を周知するなど、子育て世帯を支援する職場環境づくりに努めるよう事業所等に働き掛けます。	商工課 こども家庭センター

基本方針４　主要指標		
指標	現状値（R5）	目標値（R11）
①出産祝金の支給件数	110件	増加
②市内においてこども･子育て世帯にやさしい社会の実現に向かっていると思うこども・若者の割合（こども・若者向けアンケート調査）	39.9%	50.0%
③男性の育児休業の取得率（小学校就学前児童の保護者向け子ども・子育てアンケート調査）	11.4%	30.0%
④子育て応援に関する各種認証を受けている店舗・企業数	63件	100件

第５章　各個別計画記載事項

１　第３期大船渡市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

⑴　制度の内容

国は、就学前教育・保育、地域の子ども・子育て支援について、平成27年４月から「子ども・子育て支援新制度」を実施し、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下、こども政策を総合的に推進しています。

市町村は、子ども・子育て支援法において、５年を１期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられていることから、令和７年度から令和11年度までを計画期間とする大船渡市こども計画に内包する第３期大船渡市子ども子育て・支援事業計画の策定に当たり、国が示す基本指針に即して、教育・保育施設（１号認定から３号認定まで）や地域子ども・子育て支援事業等の対象事業に係る区域、量の見込み、確保方策の需給計画を設定するものです。

なお、対象事業は、「図表：量の見込みの対象事業と設定区域」のとおりです。

⑵　区域の設定

本市の地理的条件、人口、交通事情、教育・保育施設の設置状況や利用状況等を踏まえて、対象事業ごとに１区域（市内全体）又は11区域（小学校区）に設定します。

なお、区域設定の基本的な考え方は、第２期計画と同様です。

ア　市内全体を１区域とする事業

項目	設定の考え方
(ｱ) 教育施設(幼稚園等)、保育施設(保育所等)、一時預かり事業、延長保育事業	保護者の送迎等､町又は行政区を越えた利用形態に対応できるようにする。
(ｲ) 利用者支援事業（基本型)、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業	一施設で市内全域の児童を対象に実施している事業であり、広範囲での事業とする。
(ｳ) 利用者支援事業（こども家庭センター型)、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業	大船渡市こども家庭センターを拠点に市内全域の児童を対象としている。
(ｴ) 地域子育て支援拠点事業	各拠点において市内全域の親子の利用実態があることを考慮する。

イ　11区域（小学校区単位）とする事業

項目	設定の考え方
(ｱ) 放課後児童健全育成事業	利用児童の放課後時における徒歩移動を考慮し、小学校敷地内に放課後児童クラブを設置して事業を実施しており、小学校区を単位とする。

図表：量の見込みの対象事業と設定区域

対象事業			支援事業計画登載 第２期	支援事業計画登載 第３期	第３期 設定区域
(1)子ども・子育て支援給付	ア 教育施設（幼稚園等）（１号認定）	満３歳以上（２号認定を除く）の就学前のこども	○	○	市内全域を１区域として設定
	イ 保育施設（保育所等）（２号認定）	満３歳以上の保育の必要性の認定を受けたこども	○	○	
	同（３号認定）	満３歳未満			
(2)地域子ども・子育て支援事業等	ア 利用者支援事業	基本型	○	○	
		こども家庭センター型	○	○	
	イ 地域子育て支援拠点事業		○	○	
	ウ 妊婦健康診査事業		○	○	
	エ 乳児家庭全戸訪問事業		○	○	
	オ 養育支援訪問事業		○	○	
	カ 子育て短期支援事業		○	○	
	キ ファミリー・サポート・センター事業		○	○	
	ク 一時預かり事業	在園児対象の一時預かり	○	○	
		その他の一時預かり	○	○	
	ケ 延長保育事業		○	○	
	コ 病児・病後児保育事業（本市は病後児保育を実施）		○	○	
	サ 放課後児童健全育成事業		○	○	小学校区単位の11区域として設定
	シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		実施なし	導入予定なし	導入予定なし
	ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業				
	セ 子育て世帯訪問支援事業（※）			継続検討	継続検討
	ソ 児童育成支援拠点事業　（※）			継続検討	
	タ 親子関係形成支援事業　（※）			継続検討	
	チ 妊婦等包括相談支援事業（※）			○	市内全域を１区域として設定
	ツ 産後ケア事業　（※）			○	
	テ 乳児等通園支援事業　（※）			継続検討	継続検討

※…国の手引に基づき、第３期市町村子ども・子育て支援事業計画から新たに量の見込み及び確保方策等を盛り込む事業

⑶　量の見込みの推計手順

推計に当たっては、これまでの実績を基に、就学前児童や小学生の保護者を対象とした「子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果等を踏まえ、国が示す手順に沿って算出したものに、本市の地域特性等を勘案して補正しています。

⑷　量の見込みと確保方策（その１：子ども・子育て支援給付）

ア　教育施設（幼稚園等）

概要

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労の状況に関わらず満３歳から入園できる施設です。

第２期計画における確保の状況

幼稚園（私立１園：定員25人）
認定こども園（公立３園：定員計45人、私立５園：定員53人）

（単位：人）

区分	R２	R３	R４	R５	R６
園児数(幼稚園)	47	34	29	21	18
園児数(認定こども園)	12	15	18	16	29

量の見込みと確保方策

保護者へのアンケート調査結果を基に推計したニーズ量を量の見込みとします。

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み ①	43	47	47	42	36
１号認定	43	47	47	42	36
２号認定	0	0	0	0	0
確保の内容 ②	138	138	138	138	138
参考：過不足②－①	95	91	91	96	102

確保の考え方

私立幼稚園１園、認定こども園９園（うち１園は認定こども園への移行申請中）で実施します。

（定員：私立幼稚園25人、公立こども園45人、私立こども園68人、計138人）

イ　保育施設（保育所等）

概要

保護者の就労や病気などの理由で、家庭でこどもを保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

第２期計画における確保の状況

保育園（私立４園：定員計290人）
認定こども園（公立３園：定員計130人、私立５園：定員計450人）

（単位：人）

区分	R２	R３	R４	R５	R６
園児数	998	918	841	774	686
２号認定	643	596	539	492	435
３号認定（０歳）	49	38	43	43	24
３号認定（１・２歳）	306	284	259	239	227

<table>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>保護者へのアンケート調査結果を基に推計したニーズ量を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>R７</th><th>R８</th><th>R９</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td colspan="2">量の見込み　①</td><td>642</td><td>581</td><td>521</td><td>473</td><td>419</td></tr>
<tr><td></td><td>２号認定</td><td>415</td><td>387</td><td>343</td><td>309</td><td>268</td></tr>
<tr><td></td><td>３号認定（０歳）</td><td>26</td><td>24</td><td>22</td><td>20</td><td>19</td></tr>
<tr><td></td><td>３号認定（１・２歳）</td><td>201</td><td>170</td><td>156</td><td>144</td><td>132</td></tr>
<tr><td colspan="2">確保の内容　②</td><td>833</td><td>833</td><td>833</td><td>833</td><td>833</td></tr>
<tr><td></td><td>２号認定</td><td>515</td><td>515</td><td>515</td><td>515</td><td>515</td></tr>
<tr><td></td><td>３号認定（０歳）</td><td>66</td><td>66</td><td>66</td><td>66</td><td>66</td></tr>
<tr><td></td><td>３号認定（１・２歳）</td><td>252</td><td>252</td><td>252</td><td>252</td><td>252</td></tr>
<tr><td colspan="2">参考：過不足②－①</td><td>191</td><td>252</td><td>312</td><td>360</td><td>414</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>私立保育所２園（１園は令和６年度末に閉園、１園は認定こども園に移行申請中）、認定こども園９園で実施します。
（定員：私立保育所160人、公立こども園130人、私立こども園543人、計833人）</td></tr>
</table>

⑸　量の見込みと確保対策（その２：地域子ども・子育て支援事業等）

ア　利用者支援事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>大船渡市社会福祉協議会に事業委託し、地域子育て支援センター（つどいの広場）において基本型を実施しました。
また、令和６年度からは、母子保健と児童福祉の一元的相談支援体制の下、こども家庭センター型を実施しました。</td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>基本型及びこども家庭センター型を各１か所として、量の見込みとします。
（基本型）
（単位：箇所）
<table>
<tr><th>区分</th><th>R７</th><th>R８</th><th>R９</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table>
（こども家庭センター型）
（単位：箇所）
<table>
<tr><th>区分</th><th>R７</th><th>R８</th><th>R９</th><th>R10</th><th>R11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、地域子育て支援拠点で基本型１か所とこども家庭センター型１か所を確保します。</td></tr>
</table>

イ　地域子育て支援拠点事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての情報提供、相談・助言その他の援助を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>４か所の地域子育て支援センター（ひだまり、おひさま広場、つどいの広場、すくすくルーム）を設置し、社会福祉法人等の各事業者へ委託しながら、保育士や専門スタッフによる子育て相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供等を行いました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>利用者数</td><td>5,088</td><td>7,132</td><td>7,784</td><td>10,427</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>出生数及び利用者数の推移に基づく推計値を量の見込みとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み（人）</td><td>10,114</td><td>9,810</td><td>9,515</td><td>9,229</td><td>8,952</td></tr>
<tr><td>確保の内容（箇所）</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>保育士や専門スタッフによる子育て相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供体制は維持しつつ、施設数については、出生数の推移に伴い１か所程度の減少を検討します。</td></tr>
</table>

ウ　妊婦健康診査事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>岩手県医療局、盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院、一般社団法人岩手県医師会等に事業委託しています。母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を発行し、健康診査受診時に医療機関へ提出する仕組みです。
また、県外での里帰り出産等、委託契約外の病院等で健康診査を受ける場合には、償還払いにより費用を助成しています。
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>母子健康手帳交付人数</td><td>159</td><td>138</td><td>128</td><td>116</td><td>（実施中）</td></tr>
<tr><td>受診回数（延べ）</td><td>2,270</td><td>2,011</td><td>1,838</td><td>1,705</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>母子健康手帳交付人数等の状況から、令和６年度の出生見込み数を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td colspan="5">・受診場所　医療機関（県外でも可）
・実施体制　事業委託、償還払い（助成）
・実施時期　通年実施</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、全ての妊婦が全14回受診できるように努めます。</td></tr>
</table>

エ　乳児家庭全戸訪問事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>生後４か月までの乳児のいる全家庭を対象に、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、保健師や助産師が家庭訪問しながら、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>市の保健師が家庭訪問し、必要な保健指導等を行いました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>訪問人数</td><td>156</td><td>137</td><td>141</td><td>113</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>母子健康手帳交付人数等の状況から、令和６年度の出生見込み数を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td><td>145</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td colspan="5">市の保健師や助産師による訪問</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、訪問事業を実施します。</td></tr>
</table>

オ　養育支援訪問事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>必要時、相談・支援を行える体制を整えました。
（単位：件）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>訪問件数（延べ）</td><td>13</td><td>10</td><td>19</td><td>18</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>第２期計画期間の実績値の内、最大値を量の見込みとします。
（単位：件）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み(延べ)</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td colspan="5">市保健師・助産師による訪問</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、養育支援の必要な家庭への支援を実施します。</td></tr>
</table>

カ　子育て短期支援事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>保護者の疾病や育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等で、一定期間、養育・保護等を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>児童養護施設「大洋学園」及び日本赤十字社岩手支部「日赤岩手乳児院」に事業を委託し、受入体制を整えました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>利用者数（延べ）</td><td>13</td><td>20</td><td>10</td><td>0</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>第２期計画期間中の実績値の最大値に加え、親子入所等支援などの制度拡充による利用を勘案し、量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、状況に応じて適切に対応します。</td></tr>
</table>

キ　ファミリー・サポート・センター事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>乳幼児や小学生の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童預かりの援助を希望する人と、当該援助の実施を希望する人との間で、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>大船渡市社会福祉協議会に事業を委託し、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業と一体的に実施しました。
令和５年度末の会員数は、提供会員26人、依頼会員94人、両方会員８人です。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>利用者数（延べ）</td><td>84</td><td>69</td><td>155</td><td>157</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>第２期計画期間の実績値の内、最大値を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td><td>157</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの体制を維持し、事業を実施します。また、提供会員の増加に向けた事業の周知を図るとともに、利用者が安心して利用できるように取組を進めます。</td></tr>
</table>

ク　一時預かり事業

(ｱ) 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育

<table>
<tr><td>概要</td><td>保護者の就労や傷病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難となった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>幼稚園（私立１園）、認定こども園（公立３園、私立５園）で実施しました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>在園児対象の預かり保育数（延べ）</td><td>1,321</td><td>1,829</td><td>1,540</td><td>1,447</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>園児数は減少しているものの、保護者の就労状況等から一時預かりを希望するニーズは高い傾向であることから、過去５年間における最大実績値を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み（延べ）</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td><td>1,829</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>幼稚園１園、認定こども園９園（うち１園は認定こども園への移行申請中）で実施します。</td></tr>
</table>

(ｲ) その他の預かり保育

<table>
<tr><td>概要</td><td>〔一時預かり事業〕
常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭や病気、リフレッシュなどのために、一時的にこどもを預けたいときに、施設において昼間の時間帯に預かる保育サービスです。

〔ファミリー・サポート・センター事業（就学児童及び病後児対応除く。）〕
※事業概要は⑸キと同様、国の手引に基づき、その他の預かり保育においても掲載します。

〔子育て短期支援事業（トワイライトステイ）〕
保護者の仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、児童養護施設等において生活指導や食事の提供などを行う事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>一時預かり事業は保育所（私立４園）及び認定こども園（公立３園、私立５園）、ファミリー・サポート・センター事業は大船渡市社会福祉協議会への事業委託（１か所）、子育て短期支援事業は児童養護施設（１か所）で実施しました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>その他の預かり保育数（延べ）</td><td>644</td><td>448</td><td>445</td><td>309</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>⑸ク(ｱ)の在園児を対象とした一時預かりと同様に、保護者の就労状況等から一時預かりを希望するニーズは高い傾向であることから、過去５年間における最大実績値を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td><td>644</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>これまでの受入施設数を確保しながら、一時預かり事業を実施するとともに、事業周知を進め、利用しやすい環境を整えます。</td></tr>
</table>

ケ　延長保育事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園において保育を実施する事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>保育所４園（私立４園）、認定こども園８園（公立３園、私立５園）で実施しました。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>利用人数</td><td>292</td><td>306</td><td>283</td><td>269</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>第２期計画期間中の実績値の最大値を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td><td>306</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>認定こども園等での実施を基本としつつ、保護者ニーズと実施する事業者の意向等を踏まえ、11 園で実施します。</td></tr>
</table>

コ　病児・病後児保育事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>病気又は病後の回復期において、集団で保育を受けることが困難な児童について、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業です。</td></tr>
<tr><td>第２期計画における確保の状況</td><td>病後児保育事業を１か所の認定こども園に委託して実施しています（病児保育事業は未実施）。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr>
<tr><td>利用者数（延べ）</td><td>109</td><td>90</td><td>55</td><td>94</td><td>（実施中）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>潜在的ニーズはあると見込まれるものの、事業所における受入可能人数を考慮する必要があるため、過去５年間の最大実績値を量の見込みとします。
（単位：人）
<table>
<tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr>
<tr><td>量の見込み</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td></tr>
<tr><td>確保の内容</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td><td>109</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>病後児保育事業の周知を促進するとともに、病児・病後児保育の拡充について検討します。</td></tr>
</table>

サ　放課後児童健全育成事業

概要	両親の就労等により家に保護者がいない小学生に対し、学校終了後において、校内の空き教室や施設等を活用し、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。
第２期計画における確保の状況	全ての小学校区で実施しました。運営を父母会へ委託することにより、利用者の意向に合わせた開設時間や開設日等を設定して支援を行う体制としています。

（単位：人）

区分	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
盛小学校区	47	49	47	40	48
大船渡小学校区	36	39	45	41	40
大船渡北小学校区	22	23	27	30	39
末崎小学校区	44	42	37	29	38
赤崎小学校区	45	51	53	50	55
猪川小学校区	69	70	84	74	65
立根小学校区	40	39	44	41	36
日頃市小学校区	28	27	27	21	14
綾里小学校区	31	28	23	22	23
越喜来小学校区		10	11	13	13
吉浜小学校区	10	12	10	12	12
計	372	390	408	373	383

※令和６年度は見込数

量の見込みと確保方策

各小学校の推計児童数から、直近（令和５年度）の放課後児童クラブの利用率を乗じた推計値を量の見込みとします。

〔盛小学校区〕

（単位：人）

区分	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
量の見込み	38	37	37	35	38
１年生	7	7	7	6	8
２年生	8	7	7	7	8
３年生	8	8	7	7	7
４年生	5	5	6	5	5
５年生	5	5	5	5	5
６年生	5	5	5	5	5
確保の内容	40	40	40	40	40

〔大船渡小学校区〕

（単位：人）

区分	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ10	Ｒ11
量の見込み	41	40	33	29	25
１年生	8	7	5	5	4
２年生	9	8	6	5	5
３年生	9	9	7	6	5
４年生	5	6	5	5	4
５年生	5	5	5	4	4
６年生	5	5	5	4	3
確保の内容	45	45	45	45	45

〔大船渡北小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	31	32	34	33	34
１年生	6	6	8	6	7
２年生	7	6	6	7	6
３年生	6	7	7	6	7
４年生	4	5	5	5	5
５年生	4	4	4	5	5
６年生	4	4	4	4	4
確保の内容	45	45	45	45	45

〔末崎小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	27	25	23	21	17
１年生	4	5	4	3	3
２年生	5	4	5	4	3
３年生	6	5	4	5	4
４年生	4	4	4	3	3
５年生	4	4	3	3	2
６年生	4	3	3	3	2
確保の内容	40	40	40	40	40

〔赤崎小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	46	42	37	37	33
１年生	9	8	7	7	6
２年生	9	9	7	7	7
３年生	8	9	8	8	7
４年生	7	6	5	5	5
５年生	7	5	5	5	4
６年生	6	5	5	5	4
確保の内容	45	45	45	45	45

〔猪川小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	69	64	57	53	48
１年生	14	11	11	10	10
２年生	14	13	11	11	10
３年生	13	13	11	11	10
４年生	10	9	8	7	6
５年生	9	9	8	7	6
６年生	9	9	8	7	6
確保の内容	80	80	80	80	80

〔立根小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	42	43	42	37	38
１年生	9	9	9	7	8
２年生	9	9	9	7	8
３年生	8	9	8	8	7
４年生	6	6	6	5	5
５年生	5	5	5	5	5
６年生	5	5	5	5	5
確保の内容	40	40	40	40	40

〔日頃市小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	19	19	17	15	11
１年生	5	5	4	3	2
２年生	4	4	4	3	2
３年生	4	4	3	3	3
４年生	2	2	2	2	2
５年生	2	2	2	2	1
６年生	2	2	2	2	1
確保の内容	40	40	40	40	40

〔綾里小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	21	20	19	18	16
１年生	4	4	4	3	2
２年生	4	4	4	4	3
３年生	4	4	4	4	4
４年生	3	3	3	3	3
５年生	3	3	2	2	2
６年生	3	2	2	2	2
確保の内容	40	40	40	40	40

〔越喜来小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	12	11	11	10	9
１年生	3	2	2	2	2
２年生	3	3	3	2	2
３年生	2	2	2	2	2
４年生	2	2	2	2	1
５年生	1	1	1	1	1
６年生	1	1	1	1	1
確保の内容	40	40	40	40	40

〔吉浜小学校区〕

（単位：人）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み	10	9	8	7	5
１年生	2	2	2	2	2
２年生	2	2	2	1	1
３年生	2	2	1	1	0
４年生	2	1	1	1	1
５年生	1	1	1	1	1
６年生	1	1	1	1	0
確保の内容	37	37	37	37	37

確保の考え方	全ての小学校区への設置を基本に、運営する父母会を支援します。

シ　実費徴収に係る補足給付を行う事業

概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。 主に認可外保育所が事業の対象となりますが、現在、本市には対象者がいません。
確保の考え方	事業の導入予定はありません。持続可能な教育・保育サービスの在り方を検討する中で、必要性を検討します。 なお、こども園等における副食費無償化や小中学校における就学援助事業等の実施を通じて、子育て世帯への経済的支援を行います。

ス　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 現在、本市には実施事業がありません。
確保の考え方	事業の導入予定はありません。持続可能な教育・保育サービスの在り方を検討する中で、必要性を検討します。

セ　子育て世帯訪問支援事業

概要	【国：令和６年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】 訪問支援員が、家事や子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を行う事業です。 現在、本市では実施していません。
確保の考え方	課題整理や関連事業の活用等を含めて、事業導入に係る検討を行います。

ソ　児童育成支援拠点事業

概要	【国：令和６年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。 現在、本市では実施していませんが、関係機関との連携の下、対象家庭への相談等に対応しています。
確保の考え方	課題整理や関連事業の活用等を含めて、事業導入に係る検討を行います。

タ　親子関係形成支援事業

概要	【国：令和６年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。 現在、本市では実施していませんが、関係機関との連携の下、対象家庭への相談等に対応しています。
確保の考え方	課題整理や関連事業の活用等を含めて、事業導入に係る検討を行います。

チ　妊婦等包括相談支援事業

概要

【国：令和７年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】
妊婦やその配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる事業です。
本市では、こども家庭センターの保健師や助産師が面談等を行うなど、必要な体制は既に確保しています。

量の見込みと確保方策

令和６年度の出生見込み数（145 人）に予定相談回数（３回／人）を乗じた数を量の見込みとします。

（単位：回）

区分	R７	R８	R９	R10	R11
量の見込み（延べ相談回数）	435	435	435	435	435
確保の内容	435	435	435	435	435

確保の考え方

引き続き個々の家庭状況に応じたきめ細やかな相談体制を確保します。

ツ　産後ケア事業

<table>
<tr><td>概要</td><td>【国：令和７年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】
産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、助産師等がサポートする事業です。
本市では、令和２年度から事業委託により実施しています。
（単位：人）
<table><tr><th>区分</th><th>Ｒ２</th><th>Ｒ３</th><th>Ｒ４</th><th>Ｒ５</th><th>Ｒ６</th></tr><tr><td>利用人数（延べ）</td><td>6</td><td>4</td><td>6</td><td>23</td><td>（実施中）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>量の見込みと確保方策</td><td>令和６年度の出生見込み数（145 人）から、令和５年度全産婦数に占める利用産婦数の割合（30%）に、予定利用日数（２日／組）を乗じた数を量の見込みとします。
（単位：人）
<table><tr><th>区分</th><th>Ｒ７</th><th>Ｒ８</th><th>Ｒ９</th><th>Ｒ10</th><th>Ｒ11</th></tr><tr><td>量の見込み（延べ）</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td></tr><tr><td>確保の内容</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td><td>87</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>継続的に事業を実施し、産後の母子の健康を支える体制を確保するとともに、利用者の増大を視野に、拡充に向けた課題整理等の検討を進めます。</td></tr>
</table>

テ　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

<table>
<tr><td>概要</td><td>【国：令和７年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付け】
全ての子育て家庭に対して、現行の幼児教育・保育給付に加えて、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。
国では、令和８年度からの実施を予定しています。</td></tr>
<tr><td>確保の考え方</td><td>現行の国の制度では、対象を教育・保育給付を受けていない人とし、一人当たり月10時間まで利用可能としています。
本市での事業導入については、待機児童がいないこと、既にこども園等に通園していない児童向けに一時預かり事業を実施していること、現行制度における利用可能時間の少なさ及びこども園側の業務負担等を考慮すると、慎重な検討が必要です。
引き続き、国の制度、保護者のニーズ、こども園等を運営する事業者の意向等を踏まえて、検討を進めます。</td></tr>
</table>

2　成育医療等基本方針に基づく成育評価指標と目標

⑴　制度の内容

国は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下「成育基本法」という。）に基づき、成育医療等基本方針を策定しています。

市町村においては、国の成育医療等基本方針に基づく成育評価指標を参考に、施策の明示及び目標の設定、進捗状況の評価等を実施していくことが望ましいとされており、本市の母子保健の推進に向けて、地域の母子保健水準や状況を勘案しながら、主な成育評価指標に係る目標を設定します。

成育医療等基本方針に基づく評価指標　その１

令和５年３月22日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（成育医療等基本方針）に基づき、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるＰＤＣＡサイクルに基づく取組を適切に実施するための評価指標を策定。

	アウトプット	アウトカム（健康行動）	アウトカム（健康水準）
周産期			
①妊産婦の保健・医療提供体制	◆ 産科・新生児科医師数、助産師数 ◆ 母子保健事業について妊産婦に個別に情報提供する周産期母子医療センター数 ◆ 妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施 ◆ 里帰り出産について里帰り先の市町村・医療機関との連携体制	◆ 母体・新生児搬送数の受入困難事例数 ◆ 妊娠11週以内での妊娠届出率	◆ 妊産婦死亡率 ◆ 新生児死亡率
②産後うつ	◆ 妊娠中の保健指導で、産後のメンタルヘルスについて、妊婦等に情報提供 ◆ ハイリスク妊産婦連携指導料の届出 ◆ 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制	◆ 産後ケア事業の利用率	◆ 産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合
③低出生体重児		◆ 20～30歳代女性の痩身の割合 ◆ 妊婦・妊娠中のパートナーの喫煙率	◆ 全出生数中の低出生体重児の割合
④妊産婦の口腔	◆ 妊産婦の歯科健診の実施	◆ 妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	
⑤流産・死産	◆ 流産・死産情報の把握体制		
乳幼児期			
①小児の保健・医療提供体制	◆ 小児人口当たりの小児科医師数 ◆ 乳幼児健康診査後のフォロー体制 ◆ 乳児のSIDS死亡率	◆ 小児救急搬送の受け入れ困難事例数 ◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合	◆ 小児の死亡率の減少
②乳幼児の口腔		◆ かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合【再掲】 ◆ 保護者がこどもの仕上げみがきをしている	◆ むし歯のない３歳児の割合

資料：こども家庭庁（こども家庭庁における健やか親子 21 の推進について）
※母子保健に係る周産期及び乳幼児期を抜粋

⑵　主な指標と目標

ア　周産期

国の成育評価指標	主な指標	前回（H30年度）	現状（R５年度）	目標（R11年度）	〔参考：国〕 上段：現状値 下段：目標値
妊産婦の保健・医療提供体制	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	99.0%	100%	100%	設定なし 設定なし
	妊娠11週以下での妊娠の届け出率	98.0%	91.4%	98.6%	94.8% 増加
	妊婦歯科健康診査受診率	実施なし	56.7%	60.0%	30.3% 増加
産後うつ	産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	7.6%	9.0%	7.0%	9.7% 減少
	産後ケア事業の利用率	実施なし	20.4%	50.0%	6.1% 増加

国の成育評価指標	主な指標	前回（H30年度）	現状（R５年度）	目標（R11年度）	〔参考：国〕上段：現状値 下段：目標値
低出生体重児	全出生数中の低出生体重児の割合	11.6%	9.7%	9.0%	9.4% 減少
	妊娠中に喫煙する者の割合（母子健康手帳交付時）	2.0%	0.9%	0.0%	1.9% 0.0%

イ　乳幼児期

国の成育評価指標	主な指標	前回（H30年度）	現状（R５年度）	目標（R11年度）	〔参考：国〕上段：現状値 下段：目標値
小児の保健・医療提供体制	乳幼児健康診査の受診率				※現状値のみ
	４か月児	99.1%	97.7%	100%	95.4%
	１歳６か月児	100.0%	99.3%	100%	95.2%
	３歳児	97.9%	98.8%	100%	94.6%
	５歳児	実施なし	実施なし	100%	－
	乳幼児健康診査における精密検査の受診率	90.4%	93.0%	100%	設定なし 設定なし
虐待予防	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合　４か月児	77.5%	84.3%	92.0%	89.3% 92.0%
	１歳６か月児	70.0%	86.3%	85.0%	81.0% 85.0%
	３歳児	65.9%	67.5%	75.0%	75.7% 75.0%
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合				※３時点共通
	４か月児	86.7%	100.0%	100%	80.9%
	１歳６か月児	87.6%	73.3%	90.0%	90%
	３歳児	88.0%	80.8%	90.0%	
乳幼児の口腔	むし歯のないこどもの割合				
	１歳６か月児	実施なし	99.3%	100%	設定なし 設定なし
	３歳児	74.9%	85.6%	90.0%	89.8% 増加
	保護者がこどもの仕上げ磨きをしている割合（３歳児）	74.9%	78.4%	93.0%	設定なし 設定なし

ウ　その他

国の成育評価指標	主な指標	前回（H30年度）	現状（R５年度）	目標（R11年度）	〔参考：国〕上段：現状値 下段：目標値
発育・発達に関する相談	のびっこ教室の実施回数	12回	12回	12回	設定なし 設定なし
	のびっこ訪問の実施回数	14回	17回	20回	設定なし 設定なし

第 6 章　計画の推進体制

1　計画の推進

⑴　計画の周知

本計画は、市ホームページ等で公表するほか、各種会議や意見交換会等の様々な機会に周知を図ります。

⑵　計画の推進体制

こども・若者・子育て世帯の支援には、行政や教育・保育関係の支援機関のほか、家庭や地域、企業などを含めて取組を進めていくことが重要であり、社会全体の理解と協力が必要です。

本計画について、市広報紙等により市民の理解を深めながら、家庭や地域、企業、教育保育関係機関、行政のそれぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の活躍、自立支援に対して自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりへ向けて様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

2　計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、大船渡市子ども・子育て会議において、定期的に事業実績や進捗状況等を報告して意見を聴き、Ｐ（PLAN：計画策定）Ｄ（DO：実施）Ｃ（CHECK：点検評価）Ａ（ACT：改善）サイクルにより、施策の継続的な改善に努めます。

また、必要に応じて、計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めます。

資料編

1　計画策定に係る根拠法令等

いわてこどもプラン（2025～2029）におけるこども・若者等の定義

こども：心身の発達の過程にある者
若　者：思春期からポスト青年期の者（※）を含む 40 歳未満までの者
青年期：おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで

※青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質や能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者

こども基本法

（都道府県こども計画等）

第10条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第９条第１項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第１項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第２項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条　市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第８条　市町村は、行動計画策定指針に即して、５年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、５年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

第 10 条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

少子化社会対策基本法

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

子ども・若者育成支援推進法

（都道府県子ども・若者計画等）

第９条　都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　国のこども政策

⑴　こども基本法

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1　すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2　すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3　年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4　すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5　子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6　家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

資料：こども家庭庁ＨＰ「こども基本法」より

⑵　こども家庭庁の設立

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに、令和５年４月に設立されました。こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で支援することで、将来にわたって幸せに生活できる社会（こどもまんなか社会）を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こども政策」に取り組むとしています。

こども
まんなか

こどもまんなかマーク
（令和６年９月使用許諾取得）

⑶　こども大綱

こども大綱は、こども基本法に基づく大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後５年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもので、令和５年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、次の６本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

こども大綱に掲げる基本的な方針

①　こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

②　こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら共に進めていく。

③　こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤　若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

⑥　施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

⑷　こども未来戦略

こども未来戦略は、若い世代の方の中に見える将来展望を描きにくい状況や、子育てをしている方の生活や子育ての悩みを受け止めたもので、令和５年12月に策定されました。（総額3.6兆円規模）

・若者・子育て世代の所得を増やす
・社会全体の構造や意識を変える
・全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

上記の３点を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

こども未来戦略に掲げる主な施策

① 子育て世帯の家計を応援

出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、住宅支援、医療費等負担軽減、大学等の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度など

② 全てのこどもと子育てを応援

伴走型相談支援、産後ケア、こども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化放課後児童クラブ拡充、こども・若者の安全安心な居場所づくり、ひとり親等のこどもへの学習支援など

③ 共働き・共育てを応援

男性育休取得推進、時短給付、看護休暇、自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除など

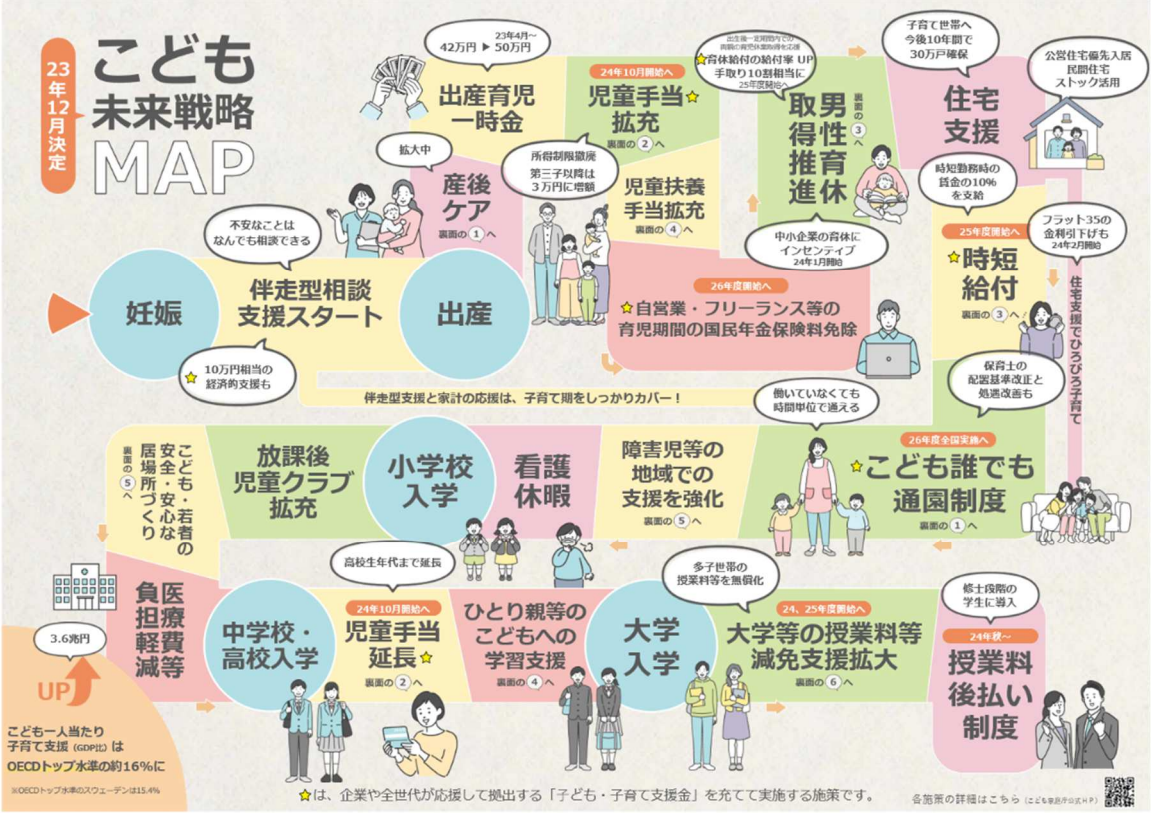

資料：こども家庭庁（参照 2023-04-01）

3　岩手県の基本的な考え方

岩手県では、いわてこどもプラン（2025～2029）の策定に当たり、国の政策と合わせて、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第３条の基本理念を基本的な考え方としています。

本計画の策定に当たっては、岩手県のこども施策との整合も図っています。

いわての子どもを健やかに育む条例
（基本理念） 第３条　子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。 ２　子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階において、切れ目なく行われなければならない。 ３　子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

4　協議経過等

開催日等	会議名等	内容
令和５年６月 27 日	令和５年度第１回大船渡市子ども・子育て会議	子ども・子育てアンケート調査（案）に対する意見聴取
令和５年９月 22 日	こども家庭庁通知	計画策定に係る「量の見込み」算出等の考え方（初版）の提示
令和５年 11 月 28 日～12 月 19 日	子ども・子育てに関するアンケート調査実施	小学生以下のこどものいる世帯の保護者を対象
令和５年 12 月 22 日	こども大綱を閣議決定	こども基本法に基づく大綱
令和６年　２月　９日	令和５年度第２回大船渡市子ども・子育て会議	アンケート調査に係る結果報告
令和６年　５月 30 日	第１回大船渡市こども計画庁内策定会議	計画策定の趣旨及びスケジュールの説明
令和６年　６月　６日	令和６年度第１回大船渡市子ども・子育て会議	計画策定の趣旨及びスケジュールの説明
令和６年 10 月　８日 10 月 21 日	大船渡市総合計画（後期基本計画）策定に向けた分野・階層別グループインタビュー	10 月８日は高校生、10 月 21 日は子育て関係者を対象
令和６年 10 月 23 日～11 月 25 日	こども・若者向けアンケート調査実施	15 歳から 39 歳までの市民を対象にインターネット調査
令和６年 11 月 22 日	いわてこどもプラン（素案）に係る地域説明会	岩手県計画（素案）の提示
令和６年 12 月 18 日	第２回大船渡市こども計画庁内策定会議	計画素案の検討
令和７年　１月　９日	令和６年度第２回大船渡市子ども・子育て会議	計画素案の検討
令和７年　１月 21 日	第３回大船渡市こども計画庁内策定会議	計画案の検討
令和７年　２月 14 日	大船渡市議会全員協議会	計画案の協議
令和７年　２月　　日 ～　　日	パブリックコメント	計画案について市民から意見を募集
令和７年　３月　　日	令和６年度第３回大船渡市子ども・子育て会議	計画案の検討
令和７年　３月　　日	第４回大船渡市こども計画庁内策定会議	計画最終案の検討

5　その他

⑴　大船渡市子ども・子育て会議

大船渡市子ども・子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第１項の規定に基づき、市長の附属機関として、大船渡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

⑴　法第77条第１項各号に規定する事務を処理すること。

⑵　前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　法第６条第２項に規定する保護者

⑵　法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

⑶　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

⑷　公募による者

⑸　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年12月17日から施行する。

（招集の特例）

２　子ども・子育て会議の最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

大船渡市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和６年５月17日から令和９年５月16日まで

役職	氏名	所属団体・役職	区分
会　長	刈　谷　　忠	大船渡市社会福祉協議会 会長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
副会長	佐々木　修　正	大船渡市民生児童委員協議会 主任児童委員	
委　員	新　沼　善　幸	吉浜こども園保護者会 会長	子ども・子育て支援法第６条第２項に規定する保護者
	鎌　田　泰　斗	末崎こども園保護者会 会長	
	梅　澤　聖　史	大船渡市ＰＴＡ連合会 会長	
	千　葉　浩　之	大船渡市立吉浜こども園 園長心得	子ども・子育て支援法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援事業者
	佐々木　美　穂	大船渡保育会 会長	
	岡　澤　祐　子	学校法人東北カトリック学園 海の星幼稚園　園長	
	鷲　田　あかね	地域子育て支援センターおひさま広場　いかわこども園　園長	
	久保田　涼　子	放課後児童クラブにこにこ浜っ子クラブ　主任支援員	
	赤　岩　正　昭	大船渡保健福祉環境センター 所長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
	中　村　賢　司	児童家庭支援センター大洋 所長	
	西　田　牧　恵	大船渡市立吉浜小学校 校長	
	大　津　　修	気仙医師会 理事	
	熊　谷　優　志	大船渡歯科医師団 副団長	
	佐佐木　浩　美	うみねこ子ども食堂 実行委員長	公募による者
	伊　藤　　碧	ＮＰＯ法人こそだてシップ すくすくルームセンター長	
	紺　野　千鶴子	連合岩手気仙地域協議会 事務局長	その他市長が必要と認める者
	木　下　清　吾	大船渡市農業協同組合 総務部長	

⑵　大船渡市こども計画庁内策定会議

大船渡市こども計画庁内策定会議設置要綱

（設置）

第１　大船渡市こども計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、大船渡市こども計画庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　計画案の作成及び調整に関すること。

⑵　その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３　策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

２　策定会議に会長及び副会長各１人を置き、会長は保健福祉部長を、副会長は委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

（職務）

第４　会長は、会務を総括し、策定会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５　策定会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６　策定会議の庶務は、保健福祉部こども家庭センターにおいて処理する。

（補則）

第７　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第３関係）

区　分	職名
会　長	保健福祉部長
副会長	教育次長
委　員	企画政策部長
	総務部長
	協働まちづくり部長
	市民生活部長
	商工港湾部長
	都市整備部長
	市民生活部国保医療課長
	保健福祉部地域福祉課長
	商工港湾部商工課長
	教育委員会事務局学校教育課長
事務局	保健福祉部こども家庭センター所長